

土佐清水市 過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

高知県 土佐清水市

目 次

1. 基本的事項

(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	10
(2) その対策	11
(3) 計画	11
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	11

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	17
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	20
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	20

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	29
------------	----

(2) その対策	3 1
(3) 計画	3 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 3

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	3 6
(2) その対策	3 7
(3) 計画	3 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 9

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点	4 1
(2) その対策	4 1
(3) 計画	4 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 1

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 4
(3) 計画	4 5
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 5

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 計画	4 8
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 8

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	5 0
(2) その対策	5 0
(3) 計画	5 0
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 0

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
(3) 計画	5 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 2

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	54
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54

別 表

過疎地域持続的発展特別事業一覧表	56
------------------	----

1 基本的事項

(1) 市の概況

① 自然的条件

本市は、高知県の西南部に位置し四国の西南端にあたり、県庁所在地の高知市から西南へ約140km、車で約2時間30分の距離にあります。また、高知龍馬空港からは約3時間の距離にあり、東京から最も時間距離の遠い市とされています。

地勢は、東経132度57分・北緯32度46分、東西24.6km・南北24.0kmで総面積は266.34km²で、その約85%を山林が占め耕地は約5%にすぎず、北・西部は山地を境に、四万十市・三原村・宿毛市・大月町に接し、急峻な低山性の山岳地帯が海岸部まで続き、南・東部は太平洋に面しており、足摺半島が太平洋に突出した地形となっています。特に足摺岬沿岸は、日本で最初に黒潮が接岸する地で、雄大な景観と豊富な海洋資源に恵まれています。しかし、夏から秋にかけては台風の北上経路にあたることが多く、過去には暴風雨による被害を数多く受けてきました。

気候は亜熱帯気候に属し、令和2年の年間総降水量は2,216mm、年間日照時間は2318.1h、年平均気温は18.6℃で全国的にも温暖・多雨な地域であり、足摺宇和海国立公園の中心地である足摺岬一帯には、亜熱帯植物の自生する自然林が多く残されており、また大岐海岸や竜串海域公園など自然豊かな環境にあります。

② 歴史的条件

昭和29年8月1日、隣接する下ノ加江町、清水町、三崎町、下川口町が合併し、土佐清水市が誕生しました。豊かな自然環境と黒潮がもたらす恵まれた水産資源による農林水産業を基幹産業として発展してきました。また、四国霊場88ヶ所38番札所金剛福寺を中心とした観光業に加えて、昭和45年7月に竜串海域公園が全国初の海中公園に指定され、更に昭和47年11月には、市域の海岸線のほぼ全域が足摺宇和海国立公園の指定を受けたことから、近年は観光関連産業が重要な基幹産業となっています。

主要幹線である国道321号は、足摺サニーロードとして昭和62年に改良されました。平成6年には四万十市との境にある伊豆田トンネルが改良され、平成21年には以布利バイパスが開通、平成24年には高速道路が四万十町まで延伸されたことなどにより、大幅な時間短縮が図られました。

昭和62年12月、郷土の偉人・ジョン万次郎を縁として米国マサチューセッツ州フェアヘーブン及びニューベッドフォードの両都市と姉妹都市盟約を締結。平成5年2月には沖縄県豊見城市とも姉妹都市提携を行い、文化、スポーツを通じたさまざまな交流事業を継続しています。

③ 社会的、経済的条件

本市は、古くから足摺沖の好漁場と風光明媚な自然美を有することから漁業と観光のまちとして栄えてきました。しかしながら、高度経済成長における社会経済の変化に伴う大都市への人口の流出と、道路網、生活生産基盤等の整備の遅れが人口減少に拍車をかけ、その後も若者の就労の場が少ないことから人口は年々減少の一途をたどっています。

昭和48年に96万人を数えた観光客もオイルショックを機に減少しましたが、景気の回復や本四架橋の完成などにより、平成5年、100万人観光となりました。しかしながら、それを境にバブルの崩壊、長引く景気の低迷により、観光客の減少傾向が続き、NHK大河ドラマ「龍馬伝」ブームで87万人を集客した平成22年を除き、平成17年からは75万人前後で推移し、平成26年以降は70万人を割り込む状況が続いています。観光産業が本市経済に与える影響は非常に大きく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も相まって、状況は大変厳しいものがあります。

今後も、恵まれた自然環境を活かしたまちづくりを推進するとともに、本市を訪れる交流人口を活用した地域産業の活性化を促進し、本市全体の地域づくりに向け積極的な施策展開が求められています。

④過疎の状況

本市の人口減少は、景気の動向には左右されず、減少の理由は地理的条件や産業構造など、以前から人口減少につながる要因を克服することができていないことに加え、都市部への若年層を中心とした人口流出に歯止めがかからない状況が続き、更に近年の少子化の急速な進展などにより、令和3年3月末で65歳以上の高齢者比率は50.0%にまで上昇し、逆に15歳以下の若年者比率は7.5%に低下しています。市内全75集落のうち32集落が既に高齢者比率が50%を超えており、集落機能の維持が課題となっています。昭和45年過疎地域対策緊急措置法の適用を受け、また昭和55年の過疎地域振興特別措置法の適用からは除外されたものの、経過措置もあり、平成2年からは新たに過疎地域活性化特別措置法の適用を受け、さまざまな施設整備などの事業を実施し一定の成果をおさめてきましたが、人口は、依然減少傾向にあります。本市の産業については、地理的社会的条件などから企業誘致は困難な状況にあることから、これまでに第3セクター方式により「土佐食(株)」と「(株)土佐清水元気プロジェクト」の両株式会社を設立し、地元産農林水産物を活用した加工品の製造販売により、地場産業の振興と雇用創出を図ってきました。現在は再編・合併を経て、「土佐清水食品(株)」となり、本市の産業課題の解決に向け取り組んでいます。

交通通信体系の整備においては、地方道の整備により、通行の円滑、地域住民の生活道として役立っているとともに、平成30年度から4か年計画で実施をしている情報通信基盤整備事業により、令和3年度末に市内全域が光ファイバーによる超高速ブロードバンドサービスが利用可能となります。

市内高齢者福祉とその他の福祉の増進については、高齢者対策として、民間事業所が積極的に介護関連施設を整備しサービスの充実を図り、少子化対策では、平成30年度からそれまでは中学卒業までを医療費無料の対象としていたものを、高校卒業まで拡充することなど、積極的な取組を推進してきました。教育文化の振興については、近い将来起こると言われている南海トラフ地震に備え、中学校や中央公民館の高台移転、小学校の改築を行ってきました。また、県内一とも言われている奨学資金貸付金制度の実施により、「教育環境日本一」に向け取り組んでいます。

これら諸施策を展開し地域活性化を図ってきましたが、過疎対策の根本的な改善には至っておらず、今後においても、恵まれた自然環境の有効利用、地域資源を活用した特産品開発、地域イメージによる地場産品への付加価値づくり等、地域の持続的発展に向け全力

で取り組んでいかなければなりません。

⑤社会、経済的発展の方向の概要

経済基盤の脆弱な本市にとって経済発展の鍵は、第1次産業及び古くから本市経済を支えてきた宗田節加工業をはじめとする水産加工業の振興並びに観光業を中心とした交流人口にあると言っても過言ではありません。足摺岬・竜串等の景勝地を有することから、減少傾向にあるとはいえ年間約65万人前後の観光客が訪れていますが、遠隔地であることや多様化する観光客のニーズに対応できうる受け入れ体制の不足等から、減少傾向となっています。過疎ゆえに恵まれた自然生活空間をもつ本市を含め、幡多地域は全国的にも知名度が高い地域資源が豊富であり、機能的・有機的な役割分担をしながら個々のニーズにも応えうる受け入れ態勢の充実が求められています。その中でも本市は海洋資源を活かした取組が重要であり、令和2年7月にリニューアルオープンした高知県立足摺海洋館「SATOUMI」をはじめ、再開発が行われている竜串地区等の地域特性を活かした地域づくりに取り組んでいきます。併せて、日本ジオパークを推進する取組を官民協働のもと強力に推進します。

また、本市の基幹産業である宗田節加工業については、メジカ産業再生プロジェクトとして、冷凍保管施設・残渣加工施設・共同加工施設の整備を行っており、原材料の確保から加工、販売促進の体制を構築することで、地場産業の復興と新たな雇用の創出、交流人口の拡大を目指します。

また、平成21年度から幡多6か市町村で形成した「定住自立圏」（四万十市及び宿毛市が中心市）により、地域医療ネットワークの充実、広域観光の推進、図書館ネットワークの構築、地域公共交通の充実等の広域連携による取組も推進するほか、高知県内全市町村による広域連携組織「れんけいこうち」による取組も推進します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

本市の合併当時（昭和29年）の人口は32,417人（住基）であり、昭和33年をピークに人口推移は年々減少をたどり、昭和50年国勢調査では、24,856人で昭和45年国勢調査より734人の増となったものの、その後再び減少傾向が続き、平成27年国勢調査では13,788人、令和2年国勢調査の速報値では12,388人となり、今後も減少傾向が続くものと予測されます。

人口を年齢3区分別にみると、平成27年国勢調査では、0～14歳までの年少人口1,147人、15～64歳までの生産年齢人口6,294人、65歳以上の老年人口6,337人となっています。経年的には、年少人口と生産年齢人口の減少が激しく、反対に老年人口は、総人口の減少にもかかわらず構成比率は高くなるばかりです。今後更に、過疎化の進行と高齢化、人口の自然減等といった状況により少子高齢化傾向が続くものと想定され、人口の減少がますます進むものと考えられます。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年度の推計によると令和27（2045）年の本市の人口は5,948人まで減少すると予測されています。本市は平成27年10月

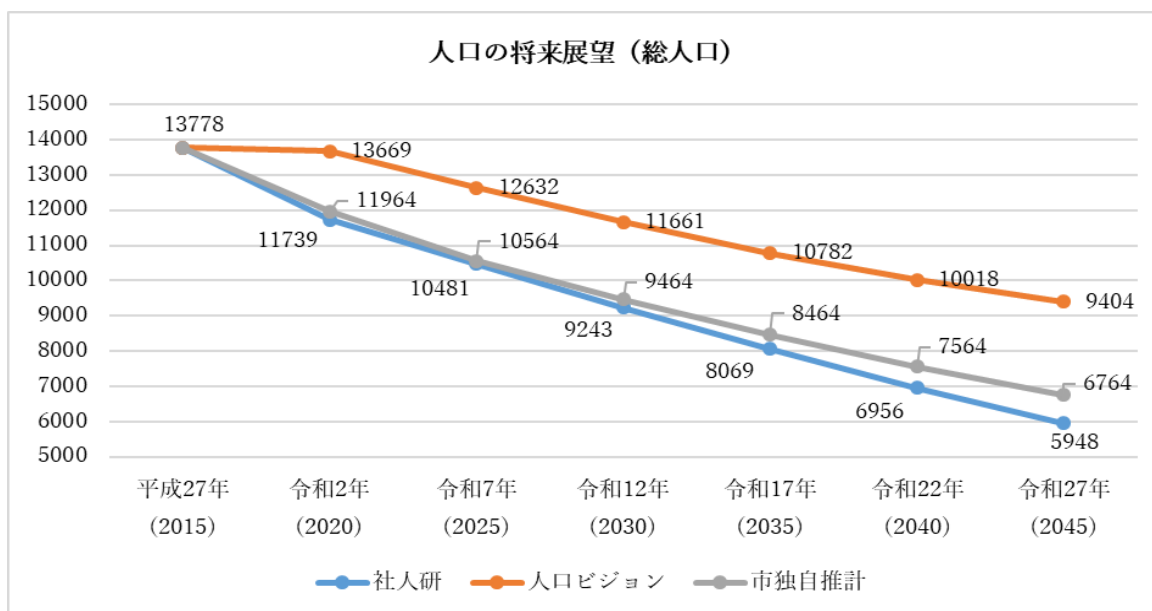
に「土佐清水市人口ビジョン」を策定し、令和7（2025）年の人口を10,564人とすることを目標に掲げています。

人口は地域社会を維持するための最大の基盤であり、地域活性化を図るためには欠かせない要素であることを踏まえ、雇用を拡大させる産業振興、住みやすさを向上させる生活環境整備、安心して暮らせる社会環境整備に取り組む必要があります。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 29,944	人 24,856	% △ 16.99	人 21,182	% △ 14.78	人 17,281	% △ 18.42	人 13,778	% △ 20.27
0歳～14歳	9,838	5,843	△ 40.61	3,688	△ 36.88	1,921	△ 47.91	1,147	△ 40.29
15歳～64歳	17,335	15,573	△ 10.16	13,152	△ 15.55	9,372	△ 28.74	6,294	△ 32.84
うち15歳～ 29歳(a)	6,035	4,643	△ 23.07	2,571	△ 44.63	1,598	△ 37.85	930	△ 41.80
65歳以上 (b)	2,771	3,438	24.07	4,342	26.29	5,985	37.84	6,337	5.88
(a)/総数 若年者比率	% 20.15	% 18.68	-	% 12.14	-	% 9.25	-	% 6.75	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.25	% 13.83	-	% 20.50	-	% 34.63	-	% 45.99	-

表 1-2 (1) 人口の見通し



②産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本市は、昭和29年の市制施行以来、豊かな自然環境と黒潮がもたらす恵まれた水産資源による農林水産業を基幹産業として発展してきましたが、平成27年国勢調査による産業別就業人口は、第1次産業1,051人(15.3%)、第2次産業1,306人(19.1%)、第3次産業4,502人(65.6%)であり、就業人口全体では、昭和40年の11,573人から6,868人に減少しています。特に第1次産業における就業人口の減少は、全国的にも一貫した傾向にあります。後継者不足による農林水産業の就業者の高齢化は深刻であり、平成30年の漁業センサスによると、本市の漁業就業者総数468人のうち、約60%が60歳以上の年齢層となっており、基幹産業として非常に厳しい状況にあります。

昭和45年に全国初の海中公園として竜串海域公園が指定され、昭和47年には足摺宇和海国立公園の指定等により、昭和45年の第1次産業就業人口比率39.9%、第3次産業就業人口比率44.4%と就業者比率がこの年より逆転し、近年においては観光都市として発展してきたことが示されています。

第2次産業においては、地場産業である水産物加工業において伝統的な加工業である宗田節製造業は低迷しており、また、企業誘致で進出していた部品製造工場の相次ぐ撤退により、平成12年から就業人口は減少傾向にあります。

本市は農業、漁業、観光が基幹産業であり、その他の産業については零細なものが多く、経済環境、地理的条件等から企業誘致についても大きな期待はもてない状況にあります。

今後も基幹産業である農業、漁業、観光関連産業の基盤整備に努めるとともに、交流人口を活用した商業、地場産業の振興を図り、雇用の安定と就労機会の確保に努めます。また、地域経済の活性化を図るため、農業、漁業と観光を結び付け連動させる新たな地場産業の育成に努め、若者にとって魅力ある就労環境の整備を推進します。

(3) 行財政の状況

本市では、全国平均を上回る少子高齢化・人口減少が進んでおり、自主財源である市税の確保が年々厳しくなる一方、令和3年度まで予定されている大型事業の実施に伴い発行した起債の元利償還は、今後数年間は高止まりの状況となり、歳入不足により財政調整基金を取り崩しての厳しい財政運営が続くことが見込まれています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により浮き彫りとなった、地方行政のデジタル化・オンライン化の推進やリモートサービスの活用・定着の促進など、「スマート自治体の実現」に向けた新たな課題に対する取組等も求められており、従来からの行政課題に加えて、市政の主役である市民に対し、利便性を高めた行政サービスの提供が安定してできるよう体制を整備する必要があります。

このように、本市を取り巻く行財政の状況は解決すべき様々な課題がありますが、持続可能な行財政運営を行うため、財政健全化を特に重要な課題と位置づけ、必要に応じた繰上償還の実施等により公債費負担適正化計画を遵守しつつ、過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債といった有利な地方債を今後も有効に活用していきます。

また、太陽光発電事業やふるさと元気寄附金を原資とした特定目的基金の積極的な活用及び基金原資の増収に向けた取組を推進し、自主財源の確保と財政調整基金の取り崩しを最小

限に抑えた財政運営に努めます。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	10,604,581	10,861,782	9,672,133
一般財源	6,014,393	5,973,247	5,642,803
国庫支出金	692,679	1,212,474	930,798
都道府県支出金	1,261,685	905,111	913,991
地方債	933,724	1,491,837	1,046,542
うち過疎対策事業債	217,000	329,800	693,900
その他	1,702,100	1,279,113	1,137,999
歳出総額 B	10,199,694	10,699,559	9,546,154
義務的経費	4,864,309	4,713,847	4,619,110
投資的経費	1,325,156	1,832,118	1,411,311
うち普通建設事業	1,308,774	1,777,433	1,377,129
その他	4,010,229	4,153,594	3,515,733
過疎対策事業費	446,977	687,631	532,651
歳入歳出差引額 C (A - B)	404,887	162,223	125,979
翌年度へ繰越すべき財源 D	93,633	20,638	13,596
実質収支 C - D	311,254	141,585	112,383
財政力指数	0.249	0.239	0.265
公債費負担比率	20.9	22.1	26.6
実質公債費比率	18.4	16.7	18.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.5	92.4	96.0
将来負担比率	155.9	131.0	115.1
地方債現在高	12,478,210	14,852,300	15,368,887

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	25.0	50.7	59.0	58.0	60.7
舗 装 率 (%)	58.1	94.8	96.5	96.7	96.8
農 道					
延 長 (m)				73,079	97,657
耕地1ha当たり農道延長 (m)	107.5	52.9	50.5	115.8	-
林 道					
延 長 (m)				81,655	82,125
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.2	4.3	13.1	3.6	-
水 道 普 及 率 (%)	96.5	98.3	99.0	97.2	98.4
水 洗 化 率 (%)			31.8	48.6	65.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	-	-	-	17.3	21.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

昭和45年過疎地域対策緊急措置法の適用以来、産業の振興、住民福祉の向上、交流人口の拡大等、様々な事業を展開し一定の成果を収めてきたところですが、過疎地域からの自立には至っていません。

本市を取り巻く状況は、依然として厳しく、地域産業や生活基盤整備の立ち遅れから若年層を中心とした人口の流出が激しく、少子高齢化、地域経済の停滞など、様々な課題を抱えています。

このような状況の中で、持続可能な地域社会の形成のための基本的な方向として、豊かで風光明媚な自然環境のもと、本市の目指す都市像である「みんなでつくる愛と自然に満ちた活力あるまち」に向け、「子どもは宝」「若者は希望」「お年寄りは誇り」「命を守る」「絆は力」を基本理念とし、人口減少に歯止めをかけ、将来においても持続的に発展するための積極的な施策展開が必要です。

施策の展開にあたっては、令和2年3月に策定した「第2期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に向け諸計画との調和を図り、広域的連携はもとより、何よりも行政と市民が目的意識を共有し、土佐清水市の方向性を市民とともに考えていくことが重要です。

また、施策の横断的な視点として、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を意識して取り組むものとし、行政をはじめ地域づくりに取り組む様々な主体との連携による地域の実情に応じた個性ある施策を展開していきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市のあらゆる計画の最上位に位置付けている第七次土佐清水市総合振興計画の6つの基本目標と整合性を図り策定した、第2期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略において設定した4つの基本目標を地域の持続的発展のための基本目標とします。

- 基本目標 1 基幹産業の復興により安定及び新たな雇用を創出する
- 基本目標 2 人の流れを創出する
- 基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標 4 人と人とのつながりを強め、暮らしを守るとともに、地域のにぎわいを創出する

●人口に関する目標

- ・人口目標 令和7年度 10,564人
- ・社会増減 令和7年度 0人

●その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

- ・農林水産業新規就業者数 令和7年度 36人（累計）
- ・観光消費額 令和7年度 65億円
- ・婚姻数 令和7年度 32組
- ・移住者数 令和7年度 90人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、毎年度、庁内委員による総合振興計画等策定委員会や外部委員による総合振興計画等検討会議にて進捗管理及び評価を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設等総合管理計画は、平成28年度に策定しており、公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、下記の6つの方針となっています。この計画には、本市が所有する公共施設等の全体を把握し、維持管理・更新等にかかる中長期的な経費や財源を見込み、費用対効果や施設等の利用頻度など現状分析を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本方針が盛り込まれています。

①点検・診断等の実施方針

建物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

②維持管理・修繕等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

③安全確保の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

④耐震化の実施方針

昭和56年（1981年）以前に建築された建物（旧耐震基準）については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に市民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

⑤長寿命化の実施方針

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。このことによって建物のライフサイクルコストから求めた年当たり費用の縮減と平準化を実現します。

⑥統合や廃止の推進方針

公共建築物について、施設種類ごとに統合や廃止の取組の方向性を示し、検討を行った上で、具体的な再編方法や再編期間を決定していきます。

また、全ての公共建築物について、維持する施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物自体の状態、維持管理コスト、公共サービスの提供状況など）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編を実施します。

以上のことを踏まえ、過疎地域持続的発展計画に記載する公共施設等整備の全ての事業については、公共施設等総合管理計画の施設管理の基本方針に基づき事業を展開していきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

◆方針

- 官民協働のもと、環境資源や人材を活用した地域総合力で「移住したいまち」ナンバーワンを目指し、移住・定住を促進します。
- 郷土の偉人「ジョン万次郎」ゆかりの姉妹都市との交流を継続・発展させ、国際社会への認識・理解の促進、多文化との交流による郷土愛の育成、地域アイデンティティの確立につなげ、世界に通用する人材づくりを目指します。また、デジタル化に対応した国際交流の推進を図ります。
- 地域の産業振興や地域活動の取組を牽引する意欲のある地域リーダーを育成します。

(1) 現況と問題点

①移住・定住

近年、都市部に住む人たちの地方への移住や二地域居住などのニーズが高まっており、本市においても移住相談件数・移住者数は増加傾向にあります。一方で、仕事や住居の確保、地域コミュニティ面等、受け入れ体制は十分とは言えません。

移住相談件数・移住希望者数が一定増加する中、県と連携し多様な情報発信、移住相談員の配置、空き家バンクの拡充等により移住促進を図ってきましたが、様々なニーズに対応できる空き家が少ない上、移住後の仕事や居住環境におけるミスマッチが多いことなどから、定住につながらないケースもあるため、今後は、移住者が定住につながる取組を強化していく必要があります。

②地域間交流の促進

ジョン万次郎ゆかりのアメリカ合衆国フェアヘーブン、ニューベッドフォード及び沖縄県豊見城市との姉妹都市交流は、ジョン万祭りをはじめとする文化・高校生の短期留学等の教育・スポーツなどの人的交流が行われており、多様化が進む社会で多文化理解に大きな成果をおさめてきました。今後、核となる人物の高齢化が進んでおり、継続的な交流のための世代交代を図るとともに、デジタル化社会へ対応した新たな交流の方法を検討していく必要があります。

③人材育成

急速に進む人口減少により産業振興や地域活動のリーダーや担い手が不足するなど地域コミュニティの維持が困難となっています。このため、地域の産業振興の取組を牽引する意欲ある地域リーダーを育成し、行政と市民が協働して、積極的に人材育成事業を進めることで、地域を担い情報発信できる人づくりを推進します。

(2) その対策

①移住・定住

移住相談員を継続して配置し、相談体制や空き家バンクの充実を図り、仕事や環境とのミスマッチがない空き家情報を提供するとともに、近隣市町村及び高知県内での連携を図りながら、SNSを活用した地域の魅力を市外へ情報発信することで、更なる移住促進に努めます。

②地域間交流の促進

今後も姉妹都市との交流を継続し、多文化交流によって見識を広め、その知識や経験を活かすことができる次世代を担う人材の育成を図ります。交流については、清水高校姉妹都市派遣事業をはじめ、事業実施団体と意見交換を行い、デジタル化に対応した新たな交流方法を検討します。

また、小学校での英語教育が必須化されたのを機に、子どもから大人まで幅広い世代による国際交流を進めます。

③人材育成

地域や産業分野での担い手確保のため、本市が必要とする「人財」を明確にするとともに、地域社会の中で活躍し地域振興の核となる人材の育成に努めます。

(3) 計画（12ページに記載）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住促進支援事業 移住相談の実施、移住者向け 住宅改修及び荷物処分等経 費補助	対象者	
	地域間交流の促進	姉妹都市交流事業 ジョン万次郎の縁で姉妹都市 盟約している国内外3市との交 流	姉妹都市友好協会	
	人材育成	人材育成事業 地域振興の取組を牽引する担 い手育成のための研修会等の 実施	土佐清水市	

3 産業の振興

◆方針

- 農業・農地の維持・発展のため、集落営農組織の推進に加え、新規農業者支援による担い手確保、農産物のブランド化・産地化の推進や販路開拓・拡大による生産者の所得向上に向けた取組を推進します。
- 森林資源の有効活用により雇用を確保し、林業及び木材産業の活性化を図ります。
- 水産業の維持・発展のため、水産基盤施設の整備のほか、新規漁業就業者支援による担い手確保、水産物のブランド化の推進及び販路開拓による魚価の向上を図ることにより、水産漁業者の安定経営を確立し、「さかなのまち土佐清水」の復活に向けた取組を推進します。
- 第1次産業をはじめとする地場産業の振興や雇用機会の拡大等の基礎的基盤強化を図る第三セクター土佐清水食品株式会社を核とし、本市産業の課題解決に向け取組を推進します。
- 竜串エリア再開発の推進のため、地場産品販売施設の整備を行い、地産地消を推進し、観光客の増加、生産者の所得向上を図ります。
- 地域消費確保のため、土佐清水市中心市街地商業振興計画に基づき、国・県と連携し各種支援策を展開し、商店街の維持・活性化を図ります。市内の登録している店舗にて利用できる地域電子通貨Meji-Ca事業により、地域内循環が定着するよう取り組みます。
- 地域食材を活用した食品加工業の振興により高付加価値づくりを推進し、地産外商につなげ、外貨獲得に取り組みます。また、ふるさと納税を推進することにより、特産品等を市外へPRし、更なる地産外商の促進につなげます。
- 地域経済活性化のため、本市基幹産業である観光産業のもつ即効性・波及性を市民が実感できる観光施策を高知県及び近隣市町村との連携を図り展開します。また、インバウンド観光も推進し、外国人観光客の受入体制の強化を図ります。

(1) 現況と問題点

①農業及び畜産業

本市の農業は、施設園芸によるキュウリ・トマトの栽培のほか、水稻やブロッコリーなど露地野菜との複合経営を進めていますが、過疎・高齢化の進展、担い手不足に加え、有害鳥獣被害による耕作放棄地が年々増加傾向にあり、その対策が重要課題となっています。

水稻は、県内でも最も早い早場米産地として生産展開するとともに、特色ある米づくりとして、本市初のブランド米「あしずり黒潮米」の生産の取組を行っておりますが、まだまだ知名度は低く、農家の所得向上・安定経営には結びついていないのが現状です。近年では、水田において主食用米以外の作物（飼料用米・作物、野菜）の作付けを行う「水田収益力強化ビジョン」への取組も定着し、農家所得の向上につながることを期待されます。山間地域においては、高齢化・後継者不足が大きな問題となっており、過剰

な設備投資を抑え、効率的・集団的に農業を行うための集落営農組織の推進が不可欠となっています。

露地野菜も同様、全体的に農産物の価格の上昇が期待できない現状では、収穫量を求める農業は低コスト化を図り、味・安全性等の質を求める農業は特色ある栽培方法を取り入れ高品質の付加価値づくりを図っていく必要があります、農家には生産者だけではなく、ICTの導入の推進など経営者としての意識を強く持つことへの変化がより一層求められます。

果樹も従来の流通システム（系統出荷）に頼るだけでなく、インターネット等を活用した独自の流通システムの構築や地産地消・外商の推進を図る必要があります。

畜産業の現状は、安定経営が厳しい上、後継者が不足する状況にあります。口蹄疫や鳥インフルエンザなどへの対応が遅れることのないよう、万全な準備に努め、低コストの放牧や飼料用米など、地元農家と連携した取組も推進するとともに、美味しさと安全性を消費者にPRし、消費拡大を図っていく必要があります。

また、本市初のブランド鶏「土佐極鶏あしずりキング」については、コロナ禍による影響もあり、出荷数の増加には至っておらず、引き続き、県内外にPRし、出荷数増加の取組を行う必要があります。

②林業

森林は、木材及び林産物の供給のみならず、国土保全・水源涵養及び自然・生活環境の保全など多面的な機能があり、市民生活に深く結びつき、重要な役割を担っています。本市総土地面積の約85%を占める22,789haが森林で、そのうち70%を超える16,302haを民有林が占め、その約50%が植林されたスギ及びヒノキで、優良な人工林が形成されています。

森林及び林業の現状は、木材価格の長期低迷等による採算性の悪化、過疎・高齢化及び森林所有者の不在村化等により林業生産活動が停滞しています。また、このことに伴い森林の適正管理が困難となり、森林の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

③水産業

四国の西南端に位置する本市沿岸の大部分は、変化に富んだリアス式海岸となっており、布崎から足摺岬を経て叶崎にかけての沖合には大規模な天然礁が15海里沖まで広がっています。

近海（太平洋）を流れる黒潮の離接岸と相まって、回遊魚や底魚類の好漁場を形成しており、水産業は本市の基幹的地場産業として発展してきました。漁業形態としては、メジカ曳縄、カツオ・マグロ曳縄、サバ立縄等の釣漁業、沿岸海域でのサンゴ漁及び大型・小型定置網漁業が営まれており、中でもメジカ曳縄漁業が市内総水揚量の約60%を占めています。このメジカ（宗田かつお）を原料とする「宗田節」は全国シェアの70%余りを占め、重要な地場産業と位置付けられています。また、宗田節を活用した特産品として「宗田節ドレッシング」「スープブロス」などの個人消費者向けの水産加工品を数多く製造し、県内外に幅広く販売促進することにより消費拡大を図っています。

現在、本市には漁業協同組合が1組合、大型定置網が3組織あり、漁業就業者数は468人（漁業センサス2018）で高知県における漁業就業者数の14%を占めています。

す。漁獲量は令和2年が4,784トン（漁協漁獲実績）で、平成27年の7,957トンと比較すると約40%減少しています。一方、漁獲高についても、宝石サンゴの取引価格がピークであった平成27年比60%減額の約19億円となっています。

平成30年の漁業就業者468人を年齢別に見ると60歳以上が278人（60%）と最も多く、50～59歳層が89人（19%）、40～49歳層62人（13%）、40歳未満が39人（8%）となっており、漁業においても後継者の不足に伴う就業者の減少、高齢化は喫緊の課題です。漁船数は平成25年457隻に対し、平成30年では388隻と69隻減少しています。これらのデータが示すように過疎化とともに、漁業離れ、高齢化、後継者の不足が大きく現れています。

以上の基本事項を踏まえ総合的に判断すると、国際的な漁業規制、黒潮の変動による漁獲量の不安定さ、海域の汚染による漁業環境の悪化、水産資源の枯渇、魚価の低迷、若者の漁業離れ、高齢化、後継者不足等、本市の水産業をとりまく環境は極めて厳しい現状にあります。今後、沿岸・沖合漁業とその関連地場産業等を含めた総合的施策の展開により魅力ある水産業の発展・整備が必要で、特に後継者問題は早急な対策を講じる必要があります。

④地場産業

本市の地場産業としては、鮮度に特化したブランド魚である「土佐の清水さば（活魚）」の都市圏への安定供給、足摺岬沖で多く漁獲されるメジカを原料とし、全国生産の70%余りを占める宗田節や特産品として定着した「姫かつお」の製造など水産加工業が主でその多くが小規模です。

地場産業の振興は本市の活性化には不可欠であり、地理的に不利な状況の中、地域間競争に打ち勝つためには本市の特色である農林水産資源や地域資源を最大限活用した、地域の顔となる特産品づくりや販売ルートの確保が必要です。また、本市の基幹産業の一つである観光産業との連携を更に推進する必要があります。

また、本市の基幹産業の一つである観光産業では、竜串西側エリアに、令和2年7月に高知県立足摺海洋館「SATOUMI」がリニューアルオープンするなど、かつての観光ブームが戻りつつあるものの、自慢の食や特産品を提供する店舗が少ないことが課題になっており、地場産業と観光産業の連携を更に推進する必要があります。

⑤地産外商の推進

本市の食材を全面に押し出した居酒屋が神戸、大阪、東京にあり、土佐清水市のアンテナショップのような役割を担っているが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、非常に厳しい経営状況となっています。また、ふるさと納税制度は、全国的にも寄附額が増加傾向にある本市においては、令和元年度・令和2年度ともに2億円を超える寄附額を受け付ける一方で、返礼品の提供体制の強化が求められています。

⑥商工業

本市の商業は、小規模な企業が大半を占め家族経営がその中心となっており、過疎・少子高齢化による購買人口の減少とともに、道路網の整備や近隣市での大規模商業施設の進出などにより消費者の行動範囲が拡大され、多くの消費者が市外へ流出し、平成2

8年度の県民動向調査では本市の商圈は中村（四万十市）商圈に包括されています。このような状況ではありますが、中心商店街にぎわいづくり施設などの整備を行い、消費者の集客に一定の成果をあげていますが、今後のこのような施設の更なる活用を図るとともに、多様化する消費者ニーズに対応し、消費者を市内につなぎ止める魅力的な商店街づくりが求められています。

また、令和2年10月から開始した地域電子通貨M a j i - C a事業では、給付額の約97%の利用実績やチャージ利用の普及率からも、利用に定着はみられるものの、チャージの際に付与されるプレミアムポイントも含め、事業者との連携強化を図り、継続的な利用促進のための仕組みづくりが必要です。

工業は、本市では従業員が20人以下の小規模な企業が大半を占め、地域経済をリードするような、大規模で活力のある企業が見あたらないのが現状です。今後、環境保全に配慮しつつ積極的に施策を展開し、企業の育成・振興に努めなければなりません。

⑦観光又はレクリエーション

本市は四国の西南端に位置し、足摺岬や竜串海域公園などを有する足摺宇和海国立公園の中心的存在です。観光産業は本市産業の基幹産業として、また地域経済への波及効果が高い産業として位置付けられ、地域経済に対する影響力が高い戦略的産業としての役割を担っていますが、コロナ禍の影響により、観光産業は大きな打撃を受けており、国・県・市が様々な施策を打ち出しているものの、厳しい状況が続いています。

近年の本市への観光客入込数の推移を見ると、平成16年の704,377人を底として微増状態が続き、平成22年はNHK大河ドラマ「龍馬伝」ブームで869,793人まで増加したものの、その後は減少が続き、ここ数年は65万人前後で推移し、令和2年は630,231人まで低下しています。また宿泊数についても平成10年の369,007人をピークとして減少傾向にあり、入込数に対する宿泊率では、平成10年の47.2%から令和元年は22.4%、令和2年は15.0%まで低下しています。一方で、外国人観光客宿泊数は集計を開始した平成24年の947人に対し、平成31年は4,751人と急増していましたが、令和2年はコロナ禍の影響により406人となっております。

そのような中、竜串エリアではスノーピーク土佐清水キャンプフィールド、竜串ビジターセンターうみのわ、高知県立足摺海洋館「S A T O U M I」が次々とオープンし、海のギャラリーの大規模改修やぐるっと竜串イーストパーク（東側）・ウエストパーク（西側）の改修など、再開発が急速に進んでおり、また、足摺エリアでも環境省による足摺岬展望所のリニューアルや、唐人駄場への養老牧場移設を予定しています。

今後は、観光産業が戦略産業としての役割を果たすためにも、宿泊地としての魅力向上、体験型・滞在型観光を推進し滞留時間の拡大、遠隔地ゆえの魅力づくりが必要であり、インバウンド観光対策として、外国人観光客の受入環境を早急に整備する必要があります。

(2) その対策

①農業及び畜産業

主力である施設園芸は、農家の経営状況を踏まえながら園芸用ハウス整備事業や園芸ハウス改修事業を活用し、また、内張等の保温対策の推進と農家所得安定に向けた環境制御機器の導入を推進し、作物の栽培技術の向上を図る支援を実施します。また、燃料タンク対策事業を確実に実施し、南海トラフ地震・津波による二次災害発生リスクの軽減を図ります。

水稻栽培では、国の「経営所得安定対策」を積極的に活用して、米価の低迷で苦慮している水稻農家の所得補償を行います。また、個人農家の新たな機械購入時の負担軽減を図り、生産コストの削減、農家所得の向上につながる取組を推進します。特に高齢化や担い手不足で農業を続けることが困難な地域には、集落営農組織による農業経営を県と連携しながら積極的に推進し、組織の立ち上げから法人化への育成支援及び経営安定化に向けた支援を継続して実施します。また、この組織が新規就農者の研修の場、雇用の場として今後の農業を担う若い力を育成する取組を支援します。

露地栽培では、作業の機械化・販路拡大など積極的に支援を続けると同時に、地産地消・外商を推進し農家所得の向上につながる支援を行います。

果樹については、小夏を主力に青果出荷以外でも加工により付加価値を付けて販売できるよう、特産加工品の開発を第三セクター土佐清水食品株式会社とともにを行い、農家の所得向上・経営安定に取り組みます。

畜産においては、発生すれば大きな問題となる口蹄疫や鳥インフルエンザ等感染症対策に万全を期すとともに、低コストの放牧や地元飼料用米生産農家との連携を推進し、美味しさと安全性のPR、消費の拡大を図ります。

②林業

森林資源の効率的な循環・利用を促進し、適切に森林を管理するため森林組合、林業事業体及び小規模林業実践者等と連携して新たな担い手を確保するとともに、林業生産活動の活性化及び生産コストの低減化に向け、引き続き作業道の整備、高性能林業機械の導入・更新、施業の協業化・集約化を図ります。

また、森林経営管理制度の推進を軸に、森林環境譲与税を活用した森林整備、担い手育成、森林の有する公益的機能の普及啓発及び木材の利用促進に関する施策を展開します。

更に公益性を有する森林の多面的機能を維持・増進を図るため、不要な乱開発を防止するとともに、学校等の森林学習及び企業等による森づくり活動等の環境学習に努め、官民一体となった森林保護活動に積極的に取り組みます。

③水産業

1. 漁場の整備開発

沿岸漁業の生産増大を図るため漁業従事者や漁協等関係機関との情報交換や課題を共有し、ニーズに対応した各種補助事業を導入し、海域特性に応じた効果的な漁場整備を積極的に推進します。

2. 漁業の振興（つくり・育てる漁業の推進）

栽培漁業が沿岸域での漁業生産の安定的増大の一翼を担っており、海域特性に応じた稚魚の放流を積極的に実施するとともに漁場の整備と普及に努めます。

3. 健全な組織づくり

漁業従事者の高齢化や不安定な水揚げ量、魚価の低迷などによる新規就業者の減少により、後継者不足は深刻な問題です。安定した漁業生産量の確保・組織づくりのため、高知県漁業就業支援センターと連携し、新規漁業就労者支援事業を推進します。また、衛生管理を重視し整備された清水市場を拠点として「さかなのまち土佐清水」を全面的にアピールし、魚価向上と水揚げ量の増を目指します。

4. 魚価の安定と地場産業の振興

食の安全性に対する関心が高まっている中、水産物についても一貫した品質管理・衛生管理を実施する必要があります。水揚げされた水産物に付加価値を与え、高値で取引が行われるよう、本市水産業の拠点となる清水市場は、高鮮度・高価格の魚を供給できる共同出荷体制の確立、消費市場への情報分析を推進します。

また、足摺沖で獲れるゴマサバについては「土佐の清水さば」としてブランド化を図り、全国的な販売戦略を推進し、一定成果をあげてきました。しかし、販路の拡大に伴い需要の増加に供給が間にあわず、安定した取引の妨げとなってきました。加えてサバ立縄漁業者の減少も深刻な課題となっています。今後、後継者対策による漁業者の確保、需要に対応できる活魚の安定供給と販売体制の強化を図るとともに、四国内や関西圏への活魚車での運搬、第三セクター土佐清水食品株式会社による付加価値のある特産加工品としての販路拡大に取り組みます。

④地場産業

本市の地場産業は、今後も基幹産業である農林水産業との組み合わせによる、地域資源の付加価値を高めた特産品・特産加工品の開発、販売を行うことが重要であり、地域資源や市場の調査、研究を推進し、現在の地域に密着した地場産業の振興と新たな優れた地場産品の開発を支援し地域での自立を促進します。また、第三セクター土佐清水食品株式会社を中心に、商工会議所や漁協、JAなど各種関係機関と連携した新たな取組や観光産業と結びついた特産品の開発、販路の拡大を促進し、団体客を含めた観光客のニーズに対応できる、地場産品販売施設の整備を行うことで、地場産品の販売推進の支援を行います。

⑤地産外商の推進

市内の食材を発送・納入することにより、食文化の情報発信、市外での農林水産物の消費・販路拡大及び交流人口の拡大等、地域の活性化を図るとともに、本市の優位性のある海産物等の品目を中心に市外へ販路を拡大します。

また、ふるさと納税を推進することにより、特産品等を市外へPRし、更なる地産外商の促進につなげるため、返礼品提供事業所との連携を強化し、返礼品の充実、寄附者への情報発信を図り、着実に寄附額を増加させます。

⑥商工業

地域消費の確保、商店街機能の維持を図るため、土佐清水市中心市街地商業振興計画に基づき各種支援施策を展開し、各商店の魅力向上、空き店舗対策を充実させ、商業の活性化を図ります。また、事業者や商工会議所と協力し、地域電子通貨Meji-Caの付加価値を高め、事業者の経営支援となるように事業を拡充していきます。

工業については、今後も高知県産業振興計画との連携を図りながら、各種制度の活用により企業の経営力の強化を支援するとともに、環境保全に配慮した施策を展開し、企業の育成・振興を図ります。

⑦観光又はレクリエーション

1. 戦略的観光振興

本市に宿泊する観光客は、地域の食や新鮮な美味しい魚を食べたいと思い訪れていると予想されます。観光産業を戦略的に活用するため、観光産業が持つ経済波及力を関係者が実感できる取組が必要です。また、近年急増しているインバウンド観光対策として、外国人観光客受入環境整備が急務となっており、宿泊施設のみならず飲食店を含め本市全体で推進していくことが重要です。

地域の特性を生かし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズムの振興を図るため、観光地域づくりの主体が、観光地の魅力となり得る資源を見直し、旅行商品化を通じて、自主財源の確保の促進、また継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営を誘導することにより観光地域づくりをビジネス経済活性化につなげる取組を国・県の補助制度等を活用しながら推進します。

近年、国・県の制度を活用し、様々な施策を展開してきたことから、（一社）土佐清水市観光協会が中核的な組織として機能し、地域の活動団体・観光ガイド等との連携・協働により、現実的な観光商品として販売できる状況になりつつあります。これらの商品化に合わせ、観光協会での受発注システムによる体験観光の窓口一元化でスムーズな受発注、効果的な宣伝誘客活動の展開が期待されるところです。

今後も、市内滞在時間の拡大を進め、地域経済への波及力を高めるため、次の取組を推進します。

- ◎活動団体、観光ガイド等による地域とのふれあい観光の推進
- ◎体験型・滞在型観光の推進
- ◎ジョン万次郎を活用した新たな観光振興策と情報発信
- ◎竜串エリア（ぐるっと竜串）・足摺エリアの再開発
- ◎ワーケーション事業の推進
- ◎外国人観光客誘致に向けた受入体制整備の推進
- ◎幡多広域観光協議会との連携による広域観光の推進
- ◎効果的な情報発信体制の強化

2. 観光関連施設等の整備、改修

足摺岬、竜串を中心とした市内観光スポットには観光関連施設として、遊歩道、休憩所、公衆トイレ等が数多く整備されていますが、設置後、長期間を経ていることから老朽化や使用不能の観光施設があり、観光地としてのイメージを損なう施設も見受けられる状況となっていることから、竜串（令和元年度策定）足摺岬（令和2年度策定）の足摺宇和海国立公園エリア利用計画に基づき、国・県の補助制度等を活用しながら、観光客の利便性確保のため、必要施設については早急に改修を推進します。

（3）計画（21・22・23ページに記載）

（4）産業振興促進事項

（i）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
土佐清水市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記、（2）その対策、（3）計画のとおり。

（iii）産業の振興においては、周辺市町村及び高知県と連携を図り事業を推進します。

（5）公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備				
	農業	県工事負担金 農業関連事業	高知県		
	林業	市有林造林事業	市有林造林	土佐清水市	
		山地災害防止事業	治山工事	土佐清水市	
	(2) 漁港施設				
		県工事負担金	水産業関連事業	高知県	
		水産業施設維持管理事業	漁港維持修繕改良等	土佐清水市	
		中ノ浜漁港ストックマネジメント事業	漁港施設機能保全	土佐清水市	
		農山漁村地域整備交付金事業	陸開閉鎖工事	土佐清水市	
	(3) 経営近代化施設				
	農業	地域営農支援事業	施設・機械整備	集落営農組織	
		燃料タンク対策事業	タンク・防油提整備、ハウス減築	JA高知県・農家	
		園芸ハウス改修事業	ハウス改修	農家	
		環境制御技術高度化事業	環境制御機器整備	農家	
		園芸用ハウス整備事業	ハウス整備	JA高知県	
	林業	高性能林業機械等整備事業	高性能林業機械の導入・更新	土佐清水市森林組合	
	水産業	下ノ加江急速冷凍施設改修事業	冷凍施設改修	土佐清水市	
		共同加工施設新築工事	共同加工場新築工事・施工監理	土佐清水市	
		コンテナ型冷凍庫設置工事	冷凍庫整備	土佐清水市	
		残渣搬入用鉄製タンク購入事業	タンク整備	土佐清水市	
		水産業振興事業	冷凍庫等施設整備	高知県漁業協同組合	
		種子島周辺漁業対策事業	荷捌き施設、漁獲物運搬車等整備	高知県漁業協同組合	
		水産業強化支援事業	製水冷蔵施設整備	高知県漁業協同組合	

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(4) 地場産業の振興			
	加工施設	産業振興推進総合支援事業 機器整備	第三セクター	
	流通販売施設	新地場産品販売施設新築工事 実施設計・施設整備工事	土佐清水市	
	(7) 商業			
	その他	空き店舗対策事業 店舗改修・備品購入	土佐清水市・商業者	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		海の駅施設改修工事 空調機改修	土佐清水市	
		足摺岬再整備事業 用地購入・整備	土佐清水市	
		竜串ウエストパーク再整備事業 実施設計・工事	土佐清水市	
		竜串イーストパーク再整備事業 駐車場整備工事・施工監理・トイレ・売店整備工事	土佐清水市	
		ヤブ椿遊歩道整備工事 遊歩道整備	土佐清水市	
		都市公園整備事業 遊具等改修	土佐清水市	
		うすばえ桜公園等長寿命化計画策定委託業務 うすばえ桜公園、総合公園施設長寿命化計画策定	土佐清水市	
		うすばえ桜公園整備事業 トイレ改修・公園整備	土佐清水市	
	総合公園整備工事 総合公園仮設住宅建設予定地整備	土佐清水市		
	総合公園貯水槽及びテニスコート整備工事 総合公園貯水槽及びテニスコート改修	土佐清水市		
	総合公園遊具整備工事 総合公園遊具改修	土佐清水市		

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考		
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	市産材使用住宅建築助成事業	市産材を用いた住宅を建築する際に市産材の購入に要する経費を補助する	対象者	
			漁業就業支援事業	過疎・高齢化による漁業就業者不足を解消するため、新規漁業就業者(長期技術研修生)を支援する	漁業就業支援センター	
			水産業振興支援事業	過疎高齢化による漁業後継者不足を解消するため、稚魚放流や有害動植物の駆除事業を支援し、沿岸漁業の振興を図る	高知県漁業協同組合	
			水産多面的機能発揮対策支援事業	養場・サンゴ保全等を行い、沿岸漁業の振興を図り、集落の維持・活性化を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る	高知県環境生態系保全対策地域協議会	
			沿岸漁業設備投資支援事業	沿岸漁業者の漁業設備(低燃費エンジン等)投資に対する支援を行い地域漁業の振興を図る	漁業者	
			種子島周辺漁業対策事業	かつお、まぐろ船の操業の効率化に係る機器等の整備を支援し、沿岸漁業の振興を図る	高知県漁業協同組合	
		商工業・6次産業化	新地場産品販売施設支援事業	研修等の実施	土佐清水市	
			特産農畜産物販売拡大総合支援事業	特産農畜産物の広報・外商の強化を図る	土佐清水市	
			漁業振興支援事業	高知県漁協清水統括支所が行う漁獲物のPR活動や漁業振興に係る活動を支援する	高知県漁業協同組合	
			地産外商推進支援事業	地産外商を目的とする商談会等への参加、販売ツールの作成に要する経費を補助し、地域産業の発展に寄与する	土佐清水市	
			販路開拓・営業拡大支援事業	土佐清水市産の農林水産物、それらを素材とした加工食品などを売り出す販路開拓を支援し、地元加工業者等の活性化を図る	土佐清水市	
			Meji-Ca事業	地域電子通貨Meji-Caにより、経済の地域内循環を図る	土佐清水市	
		観光	観光インターンシップ推進事業	外国人受入環境整備に向けた活動を図り、地元観光業の活性化を促す	土佐清水市観光協会	
			観光客誘客促進事業	観光客の落ち込み、宿泊者数の著しい減少への対策として、個人・団体客誘客促進、モニターツアーの実施等により観光振興を図る	土佐清水市観光協会	
			竜串活性化PR事業	竜串観光振興に向けたPR活動を行い、竜串地域産業の活性化を図る	竜串観光振興会	
			市民祭あしずり祭補助事業	本市の繁栄と産業の発展を願うとともに市民の「夏のお祭り」として50年以上実施しており、夏期の観光誘客に効果的な行事を支援することで観光振興を図る	あしずり祭実行委員会	多世代の交流を促進し、地域の共助の基盤を作るとともに、5万人の来場者による宿泊等の経済効果も大きく、交流人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。
			観光施設等維持管理事業	市内観光施設等の維持管理	土佐清水市	
		その他	都市公園等維持管理事業	都市公園等の維持管理	土佐清水市	
	(11)その他					
		県工事負担金	港湾関連事業	高知県		

4 地域における情報化

◆方針

- NHK及び自主共聴組合が設置した共同受信施設の老朽化対策の改修工事が、今後予定されているため、各共聴組合・放送事業者等の関係機関と連携し、施設の老朽化対策について計画的な維持・改修支援を進めます。
- 本市の情報インフラである光ファイバー回線は、令和3年度末に市内全地区で整備完了予定のため、引き続き市民が超高速ブロードバンドサービスを利用できるよう情報提供に努め、ICT（情報通信技術）の利活用の向上を図ります。

（1）現況と問題点

平成23年のテレビ地上波デジタル化の完全実施に伴い、地上デジタル放送の難視聴地域対策を行いました。今後は、共同受信施設の老朽化に伴う改修工事が必要となる地区が増加し、地区への説明が課題となるとともに、共聴組合の高齢化による組織の維持運営及び施設の管理が困難となることが予想されます。

光ファイバー回線の整備については、地理的条件により一部の地域では通信が不可能となっており、代替手段による超高速ブロードバンドサービスの提供が課題となっています。

（2）その対策

自主共聴組合・放送事業者等の関係機関と連携し、共同受信施設の計画的な維持・改修にかかる支援及び自主共聴組合の組織の維持を支援します。

光ファイバー回線による情報インフラの基盤整備が令和3年度末完了予定であり、ICTの利活用として防災や少子高齢化対策、シェアオフィスやサテライトオフィス、テレワーク等による雇用創出を推進し、距離による地域間格差解消を図ります。

また、光ファイバー回線通信不可能地域については、モバイルルーター購入にかかる補助金制度により、利用環境を整えるとともに地域住民に対し情報提供に努めます。

（3）計画（25ページに記載）

（4）公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業 防災行政無線の新設デジタル化	土佐清水市	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	共聴施設等整備事業 共聴施設改修工事	自主共聴組合	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

◆方針

- 「いつまでも移動手段の確保に対する不安を持つことなく、明るく、豊かに生活できる土佐清水市」を実現するため①使いやすい公共交通網の構築、②持続する公共交通網の構築、③地域全体で育む公共交通網を構築します。
- 道路は、地域活性化、医療・福祉の向上など、住民の安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠であることから、道路ストック（トンネル・橋梁・照明灯など道路構造物）の整備と併せ、維持管理及び充実・強化に努めます。

(1) 現況と問題点

①市道

道路は、地域の産業、経済、福祉、医療等あらゆる分野において、住民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備を一層推進することにより、住民生活の質の向上及び地域活性化が図られるものですが、中でも市道は市民の日常の生活道路として、また集落間を結ぶ重要な役割を担っています。

市道として現在、市内全域に502路線を認定しており、総延長は236kmですが、狭隘な道路も多く存在しています。過疎・少子高齢化が進み、市内全域に集落が点在する本市の実情や道路事情を考慮すれば、地域公共交通による移動手段確保、緊急車両の出動要請の対応等に支障をきたし、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、市街地と集落、各集落間を結ぶ市道の役割は今後益々大きくなることが予測されます。

橋梁については市が管理する200橋のうち89%の178橋が、20年後に建設後50年を経過することとなる上、南海トラフ地震等の災害に備えた対策も急務となっています。

②交通確保対策

本市のバス路線は、人口減少により利用者が減少し低調な状況が続いており、バス路線の維持にかかる財政負担は増加し、バス路線の存続は危機的な状況となっています。

また、地域の誰もが移動手段を確保するため、平成26年度から市内3地区において「デマンド交通おでかけ号」の運行を開始し、近年、運転免許証返納者の増加に伴い利用者は増加しているものの、財政負担は依然として高い水準にあります。

その他にも、保育所や小・中学校の統廃合にかかるスクールバスの運行に要する経費も高い水準にあり、地域の実情や利用者ニーズに即した持続可能な公共交通網の構築が課題となっています。

更に、広域的な交通手段である鉄道への支援策も含め、運行形態の効率化や利便性の向上など、公共交通のあり方を検討するとともに、積極的な利用促進を推進していく必要があります。

(2) その対策

①市道

本市の地域活性化や住民福祉の向上、基幹産業である農林水産業、観光産業及び文化等の振興を図る上で欠かせないのが道路網の整備であることから、国・県の補助事業等を積極的に導入し、安定した道路財源を確保し日常生活に密着した道路網の整備を計画的に進めるとともに、橋梁は、平成30年に策定した長寿命化修繕計画や改正道路法に基づき計画的な道路橋の点検、適正な管理に努め、橋梁の長寿命化・経費削減を図り、安全安心な道路利用の促進を図ります。

②交通確保対策

本市の公共交通である路線バスの維持・確保は、住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができる生活の質を守るうえで重要な課題です。地域の実情・市民生活に合った持続可能な交通体系の確立が必要であることから、利用者ごとの（高齢者、通学児・生、通勤者、観光客など）の満足度調査を実施し、現在運行している路線バス、デマンド交通、スクールバス、鉄道などの充実や観光施策との連携を図りながら、効率的な運行形態を確立するとともに、積極的な利用促進を図り利便性の向上に努めます。

(3) 計画（28ページに記載）

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

また、次に示す施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に沿って実施します。

・道路・橋りょう

市道の舗装、道路構造物（のり面、擁壁等）、道路付属物（防護柵、標識、照明等）について、職員が行うパトロールによる日常点検、及び専門的技術者が行う定期点検により現状把握を行っています。

この点検結果をもとに優先度を勘案し、予防保全的な修繕により施設の長寿命化を図り、維持管理経費を縮減していくとともに、維持管理経費の平準化を図ります。

橋りょうについては、平成24年5月に策定した「土佐清水市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に維持管理していきます。

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	道路	トンネル補修工事	トンネル補修工事	土佐清水市
			加久見広畑以布利線社総金工事	市道舗装・延長工事	土佐清水市
			市道一般単独改良工事	市道排水・舗装改修・用地測量	土佐清水市
			県工事負担金事業	道路改良事業	高知県
			県工事負担金事業	急傾斜地崩壊対策事業	高知県
		橋りょう	橋梁補修工事	橋梁補修設計・工事	土佐清水市
			下ノ加江橋橋梁架替業務委託	橋梁補修工事	土佐清水市
	(2)農道		農業用施設維持管理事業	農道維持修繕改良等	土佐清水市
	(3)林道		林業用施設維持管理事業	林道維持修繕改良、橋梁保全等	土佐清水市
			林道開設事業	林業作業道開設	土佐清水市
	(5)鉄道施設等	鉄道施設	土佐くろしお鉄道施設等安全対策事業	橋梁等耐震・改修工事	土佐くろしお鉄道(株)
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	生活バス路線運行維持事業	幹線バス路線の運行維持支援により、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る	交通事業者
			廃止路線代替バス運行維持事業	廃止バス路線の運行維持支援により、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る	交通事業者
			中山間地域移動手段確保支援事業	デマンド交通等の運行支援により公共交通空白地域の解消を図り、地域住民の日常的な移動手段の確保を図る	交通事業者
			運転免許証返納者バスタクシーチケット交付事業	65歳以上の運転免許証返納者に対し、バスタクシーチケットを交付することで、住民の日常的な移動のための支援を図る	地域公共交通協議会
			交通施設維持	土佐くろしお鉄道経営助成基金負担金	鉄道維持存続のための経営助成(基金積立)により、地域住民のために本地域唯一の鉄道維持を図る

6 生活環境の整備

◆方針

- 国の水道ビジョンに沿って、安全で安定した飲料水供給に努めます。
- 公衆衛生の向上を図るため、生活排水処理対策を推進します。
- 適切な廃棄物処理を行います。
- 施設及び人員、資機材を活用して市民の生命、身体及び財産を守り、市民の安心安全を確保するため、消防・救急体制の充実、強化を計画的、積極的に推進します。
- 公営住宅居住者の居住性に配慮し安全安心の確保のため、住環境の整備に努めます。
- 災害による被害軽減を図るため、防災・減災対策及び復旧・復興対策を推進します。

(1) 現況と問題点

①水道施設

良質で安定した水道水の供給は市民生活の上で、また地域経済活動の基盤として欠かすことのできない重要な役割を担っています。現在本市の水道施設は、市内全域に集落が点在する本市の地理的環境を背景に、17配水区（20水源施設）の水道事業を行っており、水道普及率は98.4%で、全国平均の98.0%と同水準の状況で高知県の平均94.2%（ともに平成30年度末現在、飲料水供給施設は除く）を上回る状況にあります。しかしながら施設数の多さと各施設の距離が離れていることから効率的運営の観点では厳しい面があります。本市の水道事業において加久見水源地移転事業が平成21年度に完成し、平成29年度から三崎上水道施設整備事業を実施しており、最大給水区域である市街地等への安定的供給は改善されてきているものの、他の水道施設は大部分が設置後30年以上を経過しており、市内全域の水源施設・配管施設の老朽化、漏水対策、南海トラフ地震対策が喫緊の課題です。また、平成30年度の水道料金改定以来、これまで経営面で健全な水道事業運営を堅持してきたものの、人口減少に伴い水道使用量も減少傾向にあり、料金収入は年々減少していることなどから、今後は厳しい経営状況を余儀なくされており、老朽化等による施設改修や整備も見据え、水道料金改定の検討が必要です。今後、一層の効率的で健全な運営とともに、より安全・快適な水の供給という水道行政に課せられた責務を果たすためには、堅実な経営計画のもとで、着実に進行する施設の老朽化や近い将来発生することが予想される南海トラフ地震等への対応が現在の最重要課題となっています。

②生活排水処理

水環境の保全と公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理対策を積極的に推進していくことが重要な課題となっており、本市においても社会的にその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっていきます。このような状況から、生活排水を適正に処理し、身近な公共用水域の水質改善を図るべく生活排水に関する事業に取り組み、地域住民の理解と協力のもと、生活環境により快適で豊かな水環境を保全することが

必要です。

③廃棄物処理施設

平成14年に「幡多クリーンセンター」が四万十市に完成し、幡多市町村で排出される混合ごみ・粗大ごみ、ペットボトル及び紙類等についてはセンターで焼却処理及びリサイクルを行っていますが、稼働から20年近く経過しており、老朽化による施設の改修が必要です。

ビン・カン類については土佐清水市清掃センターでリサイクルを行っていますが、稼働から33年が経過しており、施設老朽化に伴う修繕が必要になってきています。また、最終処分場の残余容量が少なく、新たな処分場の確保も困難であり、処分量を減少させることが課題です。

し尿処理については平成14年に建設された土佐清水市衛生センターで処理しており、1日の処理能力は31k1となります。また、し尿処理後に排出される汚泥は業者に委託し、堆肥化処理をしており、し尿処理後に出る放流水は毎月1回、専門の検査業者に水質検査を依頼することで基準を満たすよう努めています。土佐清水市衛生センターについても稼働から20年近く経過しているため、外壁や内部設備も老朽化しており改修が必要な状況となっています。

④消防施設

近年、全国的に大規模災害が多く発生している中、消防本部・消防署では複雑多様化する災害に適切に対応するためには、更なる消防体制の確立が必要であり人員確保、資機材、施設整備はもとより、今後30年以内に70%から80%の確率で発生するといわれる南海トラフ地震への取組を行い、更なる防災体制の充実・強化を迅速に図る必要があります。

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、消防救急デジタル無線は情報伝達手段として、また消防救急活動上において必要不可欠な通信設備であり、定期的に機器等の更新が必要となります。現在整備されている無線基地局は導入から11年目となる令和7年度に、また無線移動局は導入から12年目となる令和8年度に更新が必要となります。

また、消防団については、ここ数年、入団者が減少し定数割れの状態が続いています。要因としては高齢化や転出による退団が多い一方、新規入団者が少なく、消防団機能の低下が懸念されています。また、配備されている消防自動車も20年以上経過したものが多く、更に活動拠点の消防団屯所は8割が津波浸水域にあり、老朽化対策も兼ねた高台移転の必要があります。

救急業務については、高齢者の搬送割合が増加傾向にあり、また幡多けんみん病院等への管外搬送の増加に伴い、搬送時間や搬送距離が増えるなど、今後においても同様の状態が継続すると予想されます。また、医療法改正による救急救命士の処置拡大に伴い、高度な救命処置が必要とされ、良質かつ適切な救急サービスの提供が求められています。

⑤公営住宅

現在ある公営住宅のうち約38%が和式便所であり、高齢者の割合も今後更に増加すると思われ、入居者からも便所の水洗化に関する要望もあることから、便所の水洗化改修等を更に進めていく必要があります。また老朽化した住宅も多く、日常的な補修や退去時の大規模補修など計画的な更新が必要となっています。

⑥防災対策

本市では過去に南海トラフを震源とする地震に繰り返し襲われ、近い将来、大規模な地震と津波により大災害が発生することが危惧されており、被害の軽減や発生後の早期復旧・早期復興が行える体制を整備する必要があります。

「地震・津波から命を守る」対策として、地震の揺れに対する建築物の耐震化・老朽住宅の除去・ブロック塀除去改修・家具の固定等を促進するとともに避難路・避難場所等の適切な維持管理、防災教育・訓練の充実・強化、自主防災組織の活性化、災害時要配慮者の避難体制整備等を更に推進する必要があります。また、住民に一斉通報を行う防災行政無線のデジタル化も早急に整備をしなければなりません。

「助かった命をつなぐ」対策としては、応急活動体制整備、孤立対策推進、避難者用食糧等の分散及び計画的な備蓄が必要です。

「迅速かつ着実に生活をたちあげる」対策としては、住居確保、災害廃棄物処理、復興計画の策定などが求められています。

(2) その対策

①水道施設

施設の老朽化に伴い、有収率は年々減少傾向にあり、今後は全施設へ遠隔監視システムの導入や効果的な漏水調査等により早期改修を行うとともに、水道未普及地区や既存施設で課題を有する地区等について、経営見直しを立てながら積極的に施設の整備改善に努め、安全で安定した飲料水供給を図ります。令和3年4月から市内の上水道及び簡易水道の経営上の統合を行っており、土佐清水市上水道に一元化し、より効率的な経営に取り組みます。また変動する地球環境の中で、将来にわたって貴重な水資源を安定的に確保するため、他部署とも連携し、水源涵養・保全に取り組みます。水道事業は、経営面において今後一層厳しくなることが予想されますが、安全・安定・公平などの公益性を追求した事業運営のみならず、生産性・収益性・効率性などの企業性も重視した経営戦略のもとで、事業経営に努めます。

②生活排水処理

水の適正利用に関する普及啓発を行うとともに、急峻な低山性の山岳地帯が海岸部まで続き、狭隘な土地に住宅地が点在する本市の地理的条件を勘案すると、地理的制約や少子高齢化、人口減による経済基盤の衰退により公共下水整備は困難なことから、個人設置型浄化槽が有利と考えられ、合併浄化槽設置整備事業による整備を推進するとともに、単独浄化槽を設置している家庭には、合併処理浄化槽への転換を進めます。

③廃棄物処理施設

幡多クリーンセンターについては、令和4年度から老朽化に伴う大規模な改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。

また、現在、混合ごみとして出されているデジタルカメラなどの小型家電を小型家電リサイクル法に基づき再資源化を促進することで、資源の有効活用に努めるだけでなく、ごみの減量化を図ります。

清掃センターについては、設備の改修等長寿命化対策を行うとともに、最終処分場については、定期的な水質検査を実施し適正な管理に努めます。また、土佐清水市衛生センターも建設後20年近く経過しており、施設管理を委託している業者から提出された委託業務実施計画書をもとに施設の改修を含めた長寿命化計画を策定します。

④消防施設

消防本部では、市民の安心・安全を確保するため、人員確保を行うとともに消防車両、資機材及び消防団屯所等の整備更新を推進し、南海トラフ地震等の大規模災害への対策として、自主防災組織や関係機関との更なる連携、強化に向けた取組を積極的に行い防災体制の充実を図ります。また、市民に向けた救命講習を積極的に行い、市民による救命処置の必要性と重要性を推進します。

多様化・高度化する救急業務に応えるため、救急救命士の養成及び高度救命処置に対応する病院実習等を行い、総合的な救急救命体制の充実を図るとともに、高規格救急車の更新についても計画的に取り組みます。

消防団員の確保については、全国的にも増員に向けた報酬等の見直しによる処遇改善の取組がなされており、消防本部・消防団を中心に積極的な勧誘、PR活動を行い消防団員の人員確保を図ります。

⑤公営住宅

和式便所の住宅については、便所の水洗化や高齢者向け対応等を進め、入居者の居住性や利便性に配慮した住宅への改修を進めていきます。また、老朽化した住宅については、計画的に外壁等改修を行い建物の長寿命化を図ります。

⑥防災対策

市内各地域の実情に合わせた避難路・避難場所等の整備は完了しており、今後は住宅の耐震化促進のため、戸別訪問等で必要性の周知を図るとともに、市民の防災意識を高めるための防災教育を推進します。

自主防災組織の育成・活性化を図るため、防災訓練・資機材整備・防災士養成等への支援を今後も継続し、各地域の防災力向上を図ります。また、防災行政無線は、令和4年度からデジタル同報系無線に移行します。

災害時要配慮者対策については、名簿・個別避難計画を策定し、有効活用を図り、地域における要配慮者の避難支援を推進します。

応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるための各種計画により防災対策強化を図ります。また避難生活に必要な避難所を確保し、計画的に災害用食糧や災害用備蓄品を整備します。

(3) 計画 (34・35ページに記載)

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「生活環境の整備」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

また、次に示す施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に沿って実施します。

・上水道

上水道については、総務省が「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）で要請する中長期的な経営の基本計画「経営戦略」を策定し、施設の長寿命化を含む運営及び維持管理コストの縮減に取り組みます。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考	
5 生活環境の整備	(1)水道施設				
	上水道	三崎上水道整備事業	水道施設一式	土佐清水市	
		清水上水道整備事業	水道施設一式	土佐清水市	
		中浜水道施設整備事業	水道施設一式	土佐清水市	
		大浜水道施設整備事業	水道施設一式	土佐清水市	
		下ノ加江水道施設整備事業	水道施設一式	土佐清水市	
		松尾天神水道施設整備事業	水道施設一式	土佐清水市	
	その他	以布利ダム管理用制御処理設備負担金	以布利ダム整備事業	高知県	
		中山間地域生活支援総合事業	水道未普及地区水道施設整備	認可地縁団体	
	(3)廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	幡多広域市町村圏事務組合負担金	廃棄物共同処理負担金	土佐清水市	
		幡多クリーンセンター改修事業	幡多クリーンセンター老朽対策改修	土佐清水市	
		清掃センター改修事業	高圧電気機器取替、長寿命化事業	土佐清水市	
	し尿処理施設	衛生センター放流管移設工事	放流管移設	土佐清水市	
		衛生センター改修事業	外壁、内部空調等改修	土佐清水市	
	(4)火葬場				
		斎場設備改修工事	火葬炉等改修	土佐清水市	
	(5)消防施設				
		消防団屯所整備事業	消防団屯所整備	土佐清水市	
		消防車両整備事業	消防本部消防車、消防団消防車、救急車両整備	土佐清水市	
		消防救急デジタル無線基地局整備事業	消防救急デジタル無線基地局更新	土佐清水市	

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考		
5 生活環境の整備	(6) 公営住宅					
			公営住宅改修事業	外壁、浄化槽、便所等改修	土佐清水市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	危険施設撤去	老朽住宅除却事業	老朽住宅除却に対する補助	対象者	
		防災・防犯	備蓄食糧整備事業	避難者用食糧の備蓄	土佐清水市	
			防災倉庫・拠点施設備蓄品整備事業	備蓄品の購入	土佐清水市	
			避難誘導標識等設置事業	避難誘導看板設置	土佐清水市	
			自主防災組織育成強化事業	資機材整備等に対する補助	自主防災組織	
			木造住宅耐震化事業	耐震診断の実施、耐震設計・改修に対する補助	対象者	
			ブロック塀等耐震対策事業	ブロック塀の地震対策への補助	対象者	
			その他	市道維持管理業務委託	市道の草刈り・支障木伐採に係る業務を委託する	土佐清水市
		(8) その他				
			貝塚山墓地擁壁改修工事	貝塚山墓地擁壁改修・水路整備	土佐清水市	
			竜串福祉センター立替工事	建物解体・建築、施工監理	土佐清水市	
			合併処理浄化槽設置事業補助金	合併処理浄化槽設置者に工事費の補助を行う	対象者	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

◆方針

- 自然にふれあいながら、のびのびと心身ともに健やかな子どもを育てられる環境づくりに努めるとともに、保護者が子育てに対して抱く不安や孤立感の解消のため、地域全体で子育て家庭を支える取組を推進します。
- 人口の約半数が高齢者となっている状況の中、これまで取り組んできた「総合福祉」の考え方のもとで構築した「地域包括ケアシステム」を更に推し進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように取組を推進します。
- 全ての人々が平等に地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる社会をつくるため、障害のある人が障害の種別・程度に応じたサービスを受けることができ、地域で安心して生活できるよう総合的な支援に取り組みます。
- 「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として、「予防を重視した健康づくり」「自分の健康は自分で守り、地域で支え合う健康づくり」を基本目標に市民・地域・行政が相互に連携・行動して取り組むことで、より一層効果的な健康づくりの推進に努め、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。
- 結婚を希望する独身者へ出会いのきっかけの提供及び支援を行います。

(1) 現況と問題点

①児童福祉

子どもを取り巻く環境は、核家族化や出生率の低下に伴う少子化の進行、女性の社会進出などにより大きく変化し、低年齢児保育や延長保育・一時預かり保育など保育園・認定こども園に対するニーズは多様化・増加しており、子どもの成長課程に合わせ、小・中学校を含め各種関係機関等と連携し、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進する必要があります。また、結婚から妊娠・出産、育児、そして次世代を担う子どもの育成まで切れ目無く細かい支援を行うことが必要です。

②高齢者福祉

本市の高齢化は、令和3年4月1日現在で約50%と市民の約半数が高齢者となっています。また、全国の高齢者人口は増加傾向の中、本市の高齢者人口はすでに減少傾向に入っています。今後も大きく人口構造の変化が見込まれる中、高齢者の減少よりも、それを支える現役世代の減少が問題であり、質の高い介護サービスを安定的かつ継続的に提供するために、介護人材の育成・確保に取り組む必要があります。

③障害者福祉

近年、障害のある人の重度化や支援者の高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます多種多様化しており、「共生社会をめざす方向性」「障害のある人の自立」「発達支援を必要とする障害のある児童への的確な対応」といった観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後における地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児に対する支援体制の充実が課題となっています。

④生涯を通じた市民の健康づくり

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、平成20年度から特定健診・特定保健指導を実施しています。平成20年度の特定健診の受診率は12.5%、令和元年度は33.0%と増加傾向にありますが、依然として特定健診への関心が低く、また各種がん検診についても受診率は設定の目標値に達していないのが現状です。

また、心疾患や脳血管疾患は、がんと並んで日本人の主要死因の一つです。本市でも、心疾患は死因の第2位、脳血管疾患は第3位となっています。医療機関の受診状況をみると、1位高血圧、2位糖尿病、3位脂質異常症と生活習慣病で受診する方が上位を占めています。生活習慣病は、早期の段階では自覚症状がほとんどないことから、早期発見のためには、特定健康診査などを定期的に受けることが重要です。また、仮に糖尿病を患っても悪化させないように、生活習慣の改善や治療を行うなど、主治医（かかりつけ医）とともに健康管理を行い、重症化を予防する必要があります。

⑤未婚化対策

少子高齢化・人口流出による人口減少が急速に進展し、平成27年の本市の未婚率は25歳から34歳までの男性で66.6%、同じく女性で45.1%となっており、結婚を望む独身者の出会いのきっかけづくりが急務となっています。また、本市の合計特殊出生率は令和元年に1.44まで落ち込んでおり、子を望む世帯への少子化対策が必要となっています。

高知県が運営する男女のマッチングシステムや出会いのきっかけイベントも市内をはじめ県内で開催されておりますが、出会いを望みながらも参加自体をためらうケースも少なくないため、参加しやすい環境づくりが必要です。

(2) その対策

①児童福祉

「第2期土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、本計画の基本理念の「輝く笑顔みんな子育てできるまち」の実現に向け、環境整備に取り組みます。

少子化が急速に進む中、働き方や家族形態の変化から保育ニーズが多様化・増加しているため、保育所、認定子ども園等を利用する就学前の全ての子どもに対し、質の高い教育・保育事業を提供できる体制を整えます。

また、令和3年度から「土佐清水市ファミリーサポートセンター事業」を開始し、

地域全体で子育てを支援する体制を構築し、子どもに関わる人材の育成・確保、障害のある子や支援が必要な子どもや家庭への切れ目のない支援の充実・強化等の施策を実施します。

②高齢者福祉

本市における高齢者福祉施策は、「土佐清水市総合振興計画」「土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「土佐清水市地域福祉計画・活動計画」等を踏まえ、可能な限り健康寿命の延伸を図るため、高齢者の社会参加、生きがいを推進します。

また介護予防拠点施設整備により、高齢者が健やかに安心して生活するための基盤づくりを推進します。

更に介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援・サービス体制の充実が必要であり、高齢者一人ひとりの状態に応じ「予防」「介護」「医療」「生活支援」「住まい」の5つの支援・サービスを一体的に提供し、地域の様々な取組と併せ、高齢者福祉施策全体の進展を図る地域包括ケアシステムの更なる推進に取り組みます。

③障害者福祉

障害のある人が日常生活や社会生活において必要な支援を受けながら、可能な限り希望する場所でその人らしく暮らし、障害の有無に関わらず、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせるために、地域の実情に応じて「共生型サービス」を導入し、「共生社会」の実現に向け取り組みます。

障害のある人の地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を的確に把握するとともに有効に活用し、地域生活支援拠点の運用から体制の拡充や幡多圏域での広域支援も見据え、障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう提供体制の構築を進めます。

障害のある児童及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、将来にわたって、安定的に障害福祉に関する事業を実施する人材を確保していくため、地域生活支援拠点の機能充実を図りながら、多職種間の連携の推進、専門性を高める研修、福祉現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知等、関係機関と協力して取り組んでいきます。

④生涯を通じた市民の健康づくり

「予防を重視した健康づくり」「自分の健康は自分で守り、地域で支え合う健康づくり」を基本目標に、積極的な健康づくりができる体制を構築します。

具体的には子育て支援ネットワークの充実と継続、介護予防事業の推進、高齢者へ

のサービス、更に小児期からの生活習慣病の予防と、早期発見・早期治療のできる体制の充実が求められます。そのためには、妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健事業の実施による安全・安心な出産環境づくりの推進、各種がん検診や特定健診の受診促進による働き盛りの人たちへの健康づくりの推進、「第3期土佐清水市健康づくり推進計画」に基づく事業を推進します。

市民一人ひとりが「予防を重視した健康づくり」「自分の健康は自分で守り、地域で支え合う健康づくり」という意識を持ち続けてもらうため、健康に関する正しい情報の提供や、健康づくり推進員・食生活改善推進員等のボランティア団体とともに市民の健康意識の高揚に努めます。

⑤未婚化対策

高知県が行った「令和2年度出会いから結婚・子育てまでの切れ目のない支援のための県民意識調査」では、将来的に結婚を希望するが現在未婚の理由として、適当な相手にめぐり会わないという理由が全体の4割を占めています。そのため、まずは出会いのきっかけづくりへの支援として市内で婚活イベントを開催し、多様な出会いの機会を創出することに取り組みます。

その他にも、新たな出会いのきっかけづくりとして、高知県が運営するマッチングシステムへの会員登録手数料の補助を行い、結婚を希望する独身者の支援を行います。

また、経済的な理由で結婚を先延ばし・諦めることがないように、国の補助事業を活用した結婚新生活支援事業費補助金により引越し費用及び家賃補助を行います。

(3) 計画 (40ページに記載)

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考	
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設				
	保育所	保育所遊具等施設改修事業 市内保育園の施設・遊具等の改修	土佐清水市		
	(3) 高齢者福祉施設				
	その他	介護予防拠点整備事業 介護拠点施設の整備	土佐清水市		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
	児童福祉	通所児童送迎車運転委託事業	統廃合された保育所に係る遠隔地児童送迎業務により、子育て支援を図る	土佐清水市	
		放課後子ども教室推進事業	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的として放課後子ども教室を実施する	土佐清水市	
		放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない清水小学校児童を対象に、清水小にこにクラブにて学童保育を実施する	土佐清水市	
	高齢者・障害者福祉	介護保険利用者負担助成事業	過疎・高齢化が進展する本市で、要介護者が安心して暮らせる社会を実現するため、居宅介護サービス利用の低所得者への一部助成を行う	土佐清水市	
		中山間地域介護サービス確保対策事業	中山間に居住する要介護者等が安心してサービスを受給可能とするため、事業者へ補助を行う	土佐清水市	
		福祉タクシーチケット交付事業	障害者の通院等の支援のため、タクシー利用料金の一部を助成する	対象者	
	健康づくり	小児生活習慣病予防健診	小学5年・中学1年生に対して生活習慣病予防健診・保健指導を実施し、小児期からの健康的な生活習慣付け、生涯にわたる健康づくりを目指し、家庭ぐるみの健康意識の向上を目指す	土佐清水市	
		健(検)診健康ポイント	健(検)診を受診した市民を対象に健康ポイントを付与し、ポイントに応じて健康グッズ等を贈呈し受診率向上を目指す	土佐清水市	
		各種健(検)診・がん検診事業	市民の健康の保持・増進を目的に、各種健(検)診・がん検診を実施する	土佐清水市	
	その他	敬老祝い金	敬老祝金の支給を行うことにより、高齢者の長寿を祝福して市民の敬老意識の高揚を図り、高齢者福祉の増進に寄与する事を目的とする	土佐清水市	敬老思想を高揚するとともに、受給者の地域への愛着を深めることにより、共助や社会福祉の向上に繋がる事業であり、過疎地域の持続的発展に資するものである。
		妊婦乳児健康診査事業	母子保健法第16条の規定により、母子健康手帳を交付し、母子保健法第13条の規定により、医療機関において妊婦健診(14回まで)及び乳児健診(1歳未満2回まで)を実施する	土佐清水市	
		あつたかふれあいセンター事業	住み慣れた地域の中で、誰もが自由に交流できるサロン、放課後の子どもの居場所づくりに取り組み、地域で共に支え合う地域づくりを推進する	土佐清水市	
		赤ちゃん紙おむつ等購入支援事業	子育ての経済的負担を軽減するため、子育てに必要な紙おむつ等育児用品の購入費用の一部を助成することで、子育て支援を図る	対象者	
		福祉医療費助成事業	高校生までの医療費全額助成により、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る	対象者	

8 医療の確保

◆方針

- 医師会及び地域医療連携推進法人令和会と広域的に連携し、全ての市民が、健康で安心して日常生活を営めるよう、地域医療体制の維持・確保を推進します。

(1) 現況と問題点

市民の高齢化、疾病構造等の変化により、生活習慣病、がん等に罹患する人が増加しており、医療に対するニーズが多様化、高度化しています。明るく健康な生活を送ることは市民共通の願いであり、また、地域づくりの基本でもあります。本市の医療機関では、医師・看護師の確保が困難な状況となっています。

(2) その対策

地域医療の維持向上のための取組を充実させる必要があります。必要な医師・看護師の確保は医師会及び地域医療連携推進法人令和会等と連携を図りながら、医療施設相互間における協力・連携体制を構築し、医療提供体制の整備に取り組みます。

(3) 計画（42ページに記載）

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「医療の確保」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考		
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業					
		その他	定期予防接種事業	次代を担う子ども達を感染症から守り、健やかな育ちを支えるため、小児における14種対象疾患に対し予防接種を実施する	土佐清水市	
			インフルエンザ予防接種事業	インフルエンザ集団感染や症状の重篤化を防ぐために、妊婦及び生後6か月から小学2年生までの小児、65歳以上を基本対象として予防接種を実施する	土佐清水市	
			高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっており、高齢者に対し、接種機会を確保し疾病予防対策を行う	土佐清水市	

9 教育の振興

◆方針

- 「土佐清水市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた生きる力の育成や子どもを中心に考えた学校規模の適正化を推進するとともに、南海トラフ地震をはじめとする自然災害等を見据えた施設改修に努めます。
- 「人と人」「人と地域」「地域と行政」が信頼関係を築き、年齢や経験ではなく郷土を愛する強い絆で結ばれた地域コミュニティ再生と活性化の実現が生涯学習施策の礎と位置付け、「社会教育の振興」「学校・家庭・地域の連携促進」「読書・体験活動の推進」を三本柱として、重点的に環境整備と人材育成を県や関係機関等と連携し取組を推進します。
- 「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を基本とし、「人権を尊重する社会づくり行動計画2021」に基づいた人権教育・人権啓発等の推進により、市民一人ひとりが、人権問題について正しく理解し、人権尊重を日常生活の習慣として身に付けるとともに、人権課題の解決に向けた実践へとつなげ、お互いが理解・尊重し、共に支えあう、人権を尊重する人にやさしいまちづくりの実現を目指します。

(1) 現況と問題点

①学校教育

急激な少子高齢化や過疎化の進行などにより、平成27年度には小学校8校、児童数529人、中学校1校、生徒数307人、計9校836人でしたが、令和2年度は、小学校6校、児童数364人、中学校1校、生徒数229人、小・中学校計7校593人と大きく減少しており、この間「土佐清水市立小・中学校統合実施プラン」に基づき、平成25年度には、市内の中学校は清水中学校1校に統合しました。児童・生徒数は今後も減少することを踏まえ、引き続き学校規模の適正化等や、南海トラフ地震等に対する児童・生徒の安全確保対策が喫緊の課題です。

インターネット等による情報の氾濫、保護者の価値観の変化や一人親家庭の増加など、児童・生徒を取り巻く環境が複雑かつ多様化する中、いじめ・不登校、保護者による虐待、食育など課題は様々です。また子どもたちの学ぶ意欲や体力の向上、生活習慣の乱れなど、児童・生徒の健全育成に向けた適切な対応が必要です。

②生涯学習

本市では、少子高齢化及び過疎化の進行と人口減少が続き、一方では共働き家庭の増加による親子間や地域住民同士のつながりが希薄になるなど、地域コミュニティ機能が低下しています。生涯学習推進の基盤でもある地域コミュニティ機能の低下は、人格形成の大切な時期の青少年の体験活動の機会や、「地域の絆」に対する意識を希薄化させるばかりか、これまで受け継がれてきた地域の伝統芸能等の保護意識まで失うことにつながるため、地域コミュニティの再生が課題となっています。

また「誰もが、いつでも、どこでも、生涯学習」体制の拡充を図るため、社会教育・体育施設（市民図書館、中央公民館、市民体育館等）の指定管理者制度導入により

管理運営を行い、それぞれが自主的な取組により施設の有効活用を図っていますが、中央公民館を除き、施設・設備が老朽化しています。これらの施設・設備の改修には多大な費用が必要となりますが、今後も市民の生涯学習に対する多様なニーズに対応していくためには、計画的な改修等が必要です。

③人権教育

本市では、平成10年に「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を施行し、この条例を実効性のあるものとするため、「人権を尊重する社会づくり行動計画」を策定、改正を行いながら、市民全てが一人の人間として尊重され、大切にされる、平和で潤いのある人権尊重の社会づくりを目指して取り組んできました。

しかしながら、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人の問題など、未だ多くの人権問題が存在し、継続した取組が求められています。

また、近年は、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認など新たな人権課題への対応、平成28年制定の人権3法の趣旨を踏まえた充実した人権施策の推進など、時代に即した人権行政の推進が必要となっていたことから、令和2年度「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を改正し、合わせて新たに「人権を尊重する社会づくり行動計画2021」も作成しました。

今後は、この新しい計画に基づき、行政と市民が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場など様々な場において人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、同和問題や新たな人権課題など様々な差別や人権侵害の解消と、市民一人ひとりが自ら行動し、人権が尊重されるまちづくりを推進する必要があります。

(2) その対策

①学校教育

児童生徒数については、今後も年間20人前後の規模での減少が見込まれ、令和8年度には、小学生312人、中学生181人、計493人と推計されています。本市の教育大綱の「土佐清水市教育振興基本計画」に盛り込んだ施策を着実に実行するとともに、今後も「土佐清水市小・中学校統合実施プラン」に基づき、学校規模の適正化、子どもの教育環境の向上等を目指すとともに、計画的な学校施設の改修等を実施します。また、教育現場のICT教育設備の充実、備品等の購入なども計画的に行い、児童・生徒の健全育成に努めます。

いじめ・不登校、保護者による虐待などの課題については、「土佐清水市いじめ防止対策推進法施行条例」に基づき、土佐清水市いじめ問題対策連絡協議会等と連携した支援体制の強化・充実に図り、問題解決に取り組むとともに、法改正により平成27年度から開始された「総合教育会議」の実施により、市長と教育委員会の意思疎通を図り、より一層連携強化し、効果的・効率的な教育行政を推進します。

②生涯学習

教育基本法第3条の理念に基づき、生涯学習・生涯スポーツ等に対する市民及び社

会の多様なニーズに応じた学習機会の提供を実現し、生涯にわたってあらゆる機会・場所での学習を可能とし、全ての市民が自己の人格を磨き豊かな人生が送れるよう、各施設の指定管理者との連携を密にし、芸術・文化・スポーツ等への参加機会の拡大を図ります。施設改修については緊急度や安全面等を勘案したうえで、計画的な修繕等を実施し、適切な維持管理に努めます。

将来を担う子どもたちを本市の宝として、学校・家庭・地域住民がそれぞれの立場・役割を自覚し、地域全体で健やかに育む体制づくりに努めます。その一つの形として、地域住民等によるボランティアスタッフを専属のコーディネーターの仲介により、市内小・中学校に支援員として派遣し、授業の学習補助、図書整理や読み聞かせ、校庭や花壇の環境整備などによる教育支援を行うことで、地域社会の教育力の向上を図ります。

また、現在実施している地域コミュニティの再生を実現する地域学校協働本部事業において、地域ボランティアを更に増員するなど支援メニューの拡充による取組を強化します。そして、子どもたちの成長を支え、よりよい地域社会の構築に寄与するため、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し連携・協働する「地域とともにある学校づくり」を推進するため全ての小・中学校へコミュニティ・スクールの導入を進めます。

③人権教育

人権について正しく理解し、認識を深めるために、職場や保育園の保護者・職員等を対象とした学習会、小・中学校での人権総合学習、各種団体等が行う研修や講演会などを支援するとともに、保育園や小・中学校での人権の花運動の積極的な実施、中学生や高校生を対象とした人権啓発講演会や人権啓発映画の上映、世代を超え人権問題にふれあい考える機会として「じんけんフェスティバル」を開催します。

また、様々な人権問題をテーマとした人権教育推進講座を開催し、人権問題の解決に取り組むリーダーの育成に努め、地域における子ども会活動については学校との連携のもと推進します。これらの研修会や人権イベントにできるだけ多くの方が参加できるように内容や実施方法を創意工夫しながら、人権問題の解消に向け、教育・啓発活動に粘り強く取り組みます。

事業の効果的な実施や人権問題の相談窓口としての職員の資質向上に努めるとともに、関係機関・関係団体等と連携して一体的な取組を推進し、効率的・効果的な教育啓発活動の実施により、人権を尊重する人にやさしいまちづくりの実現を目指します。

(3) 計画 (46 ページに記載)

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「教育の振興」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容		事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設				
	校舎	小学校施設改修工事	小学校施設改修工事	土佐清水市	
	屋外運動場	屋外運動施設改修工事	屋外運動施設改修工事	土佐清水市	
	(3)集会施設、体育施設等				
	体育施設	屋外運動施設改修工事	屋外運動施設改修工事	土佐清水市	
		市民体育館改修工事	屋根等改修	土佐清水市	
		市民体育館設備改修工事	エレベーター改修	土佐清水市	
	図書館	市民図書館改修工事	屋上防水工事	土佐清水市	
		市民図書館設備改修工事	換気扇等改修	土佐清水市	
		移動図書館車購入	移動図書館車購入	土佐清水市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業				
	幼児教育	幼稚園補助事業	市内唯一の幼児教育の拠点施設として大きな役割を果たしている幼稚園に対し、安定経営と幼児教育の充実のための支援を行う	私立幼稚園	
	義務教育	小中学校児童生徒送迎委託事業	統廃合された小中学校に係る遠隔地児童生徒送迎業務により、子育て支援を図る	土佐清水市	

10 集落の整備

◆方針

- 地域が主体となった取組を促し、地域活動の拠点を整備することにより住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。
- 地域ぐるみで有害鳥獣対策を実施し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境整備を行います。

(1) 現況と問題点

①集落整備

本市の高齢化率は現在約50%となっており、買い物や移動手段といった生活面における不安が増大しています。また、地区のお祭りなどの伝統行事の継承も困難となっており、ソフト・ハード両面の支援が必要となっています。

今後は、地域住民が主体的に支え合いの仕組みづくりを行うとともに、地域課題解決に向けた集落活動センター設置の取組の推進等、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが求められています。

②有害鳥獣対策

本市においても、有害鳥獣（シカ、イノシシ、サル等）による被害は甚大で、農林業従事者の収益性の悪化のみならず、耕作意欲の低下を招いています。更に放置森林及び耕作放棄地等の増加により有害鳥獣の生息域は、住宅地付近まで拡大し、人的被害も懸念される状況にあるため、有害鳥獣対策は喫緊の課題となっています。過疎・高齢化により、狩猟免許所持者も減少する中、銃・わなによる土佐清水市猟友会の捕獲活動により、捕獲頭数は毎年増加していますが、被害は増え続け、市民からの捕獲依頼は絶えない状況です。

(2) その対策

①集落整備

地域づくりの主体は市民一人ひとりであり、地域社会における活動は地域ぐるみで推進されてこそ地域活性化が図られます。そのため、集落整備事業などにより地域住民が安心して生活できる集落機能の維持を図るとともに、地域の活性化へ住民の積極的な参加を促す取組を進めます。

地域が主体となり、周辺集落との一体的な生活圏の確立を図り、地域活動の核となる集落活動センターの活動を支援します。また、地域おこし協力隊の導入により、人的支援を行い、地域課題の解決やコミュニティ活動の維持・活性化に向けた取組を推進します。

②有害鳥獣対策

地区住民とともに被害発生地での現地調査を密に行い、侵入経路・出没時刻等を把握し、効率的な防護柵等の設置及び捕獲を実施するとともに、隠れ場所となる耕作放棄地の草刈り等を行い、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを進め、人家付近での生息域の減少を目指します。また、狩猟者の増を図るため、狩猟免許取得に要する費用を一部支援します。

(3) 計画（49ページに記載）

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「集落の整備」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	鳥獣被害対策事業	防護柵設置・捕獲檻の購入を補助する	認可地縁団体	
		有害鳥獣被害対策事業	有害鳥獣の捕獲報償金を市猟友会員に支給する	市猟友会員	
		緊急捕獲活動支援事業	国庫補助による有害鳥獣の捕獲報償金を市猟友会員に支給する	市猟友会員	
		シカ個体数調整事業	狩猟期間中のシカの捕獲報償金を狩猟者に支給する	狩猟者	
	(3)その他				
		集落整備事業	集会所、放送施設等改修	認可地縁団体	
		すみよいまちづくり事業	部落道、街路灯、放送設備等改修	認可地縁団体	

11 地域文化の振興等

◆方針

○本市には国指定の天然記念物「松尾のアコウ」など全国に誇る記念物や、名勝を含む大切な有形文化財が数多く存在するとともに、太刀踊りや舟歌のほか、バラ抜き節の唄と踊りなどの無形文化財も各地域に伝わっています。これらの文化財を保護し、後世に伝承するとともに、地域資源として有効活用を図ることにより地域活性化につながる施策を推進します。

(1) 現況と問題点

本市の文化財は有形・無形を合わせ、国指定が4件、県指定が11件、市指定が81件の計96件あります。これらの文化財の保護・保全は、市教育委員会から任命された文化財保護審議会委員と市が連携して、国・県の補助制度を活用しながら実施していますが、これらの指定を受けていない太刀踊りや舟歌など各地域の伝統芸能の伝承については、市独自の補助制度により支援を行っています。一方で、その芸能又は技法を正しく体得・精通している保持者の高齢化や地域コミュニティ機能の衰退に伴う後継者不足が課題となっています。

また、芸術・文化振興の拠点でもある市民文化会館については開館35年を超え、老朽化が著しく、舞台装置や音響・照明等設備の更新が急務となっており、施設・設備の改修には多大な費用が必要となります。

(2) その対策

文化財を本市固有の地域資源と捉え、保護・保全に止まらず有効活用を進め、市内各地域の活性化を図るため無形文化財については、地域の伝統芸能伝承に取り組む団体や組織への支援を市独自の補助制度を充実させ積極的に行うとともに、市民文化会館や市内の文化活動組織と連携して、それぞれの伝統芸能を発表できる機会の拡充に努めることにより、地域コミュニティの再生を図ります。

また有形文化財は、文化財保護審議会との連携を密にし、定期的な巡回による保護・保全及び修復等については引き続き国・県の補助制度を有効に活用しながら取り組み、価値や重要性について市民への広報・啓発活動にも積極的に取り組み、新たな保護が必要と判断された貴重な文化財の新規指定も積極的に行います。

市民文化会館については、今後も市民が文化芸術に触れる機会の創出を図り、文化的交流を促進するために施設の計画的な改修を行っていきます。

(3) 計画（51ページに記載）

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域文化の振興等」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	文化会館設備改修 天井等改修	土佐清水市	
		文化会館舞台機器設備改修工事 舞台装置等改修	土佐清水市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
地域文化振興	文化芸術鑑賞事業 文化芸術の振興と市民への文化芸術鑑賞の機会の提供を目的として、文化会館で行われる各種文化芸術事業への補助を行う	土佐清水市	地理的な制約に関わらず、市民が気軽に文化芸術に触れられる環境を作ることにより、新たな文化の創造や、文化的交流、文化活動を支える人材の育成を促進するものであり、過疎地域の心豊かで多様性のある社会への持続的な発展に資するものである。	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

◆方針

○本市の自然環境を生かした再生可能エネルギーを活用し、CO₂削減に向けた取組を進めるとともに、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会の実現を目指します。

(1) 現況と問題点

国の再生可能エネルギー施策、また、世界的な課題である地球温暖化防止対策に有効であるという、自然エネルギーの推進、普及を本市においても図る必要があります。

国が2020年10月に「2050年のカーボンニュートラル」を宣言したことにより、令和4年度に見直しが必要な土佐清水市地球温暖化対策実行計画も「2050年のカーボンニュートラル」を踏まえた計画を作成する必要があります。

(2) その対策

本市に2か所ある太陽光発電所の売電収入を活用し、市庁舎及び関係施設の照明のLED化及び集落の防犯灯をLED化することで電力消費量を少なくし、CO₂削減に寄与します。また、市民を対象にした太陽光発電のソーラーパネル設置に関する補助事業により、各家庭でのCO₂削減を支援します。

上記事業を通じて、地球温暖化防止対策につながる再生可能エネルギー活用の推進を図るとともに「2050年のカーボンニュートラル」について市民への啓発に努めます。

(3) 計画（53ページに記載）

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
		自然エネルギーの利用	再生可能エネルギー活用事業補助金	対象者

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

◆方針

○自然環境の保全及び再生

(1) 現況と問題点

本市は、足摺岬花崗岩帯や竜串海岸をはじめとする三崎層群など、学術的に価値ある地質遺産を有しており、これら地質遺産の保全と活用を両立する持続可能な地域づくり「ジオパーク活動」を実践しています。また、中長期的には、地質遺産の国際的評価の検証、竜串ビジターセンターを核としたジオツーリズムや可視性の向上、日本ジオパークネットワークへの貢献、ジオパーク理念の普及、これらを持続的に推進できる管理運営体制の構築が課題と捉えています。

(2) その対策

土佐清水ジオパーク推進協議会を中心に関係者と協力・連携を図りながら、認定審査にかかる現地調査等への受入態勢を整え、日本ジオパークの認定に取り組みます。また、認定審査の結果や中長期的な課題を踏まえ、計画に基づく活動を展開していきます。

(3) 計画（55ページに記載）

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」にかかる施設の維持管理・更新等は、土佐清水市公共施設等総合管理計画の基本的方針に沿って実施します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		土佐清水ジオパーク推進協議会補助事業	土佐清水ジオパーク推進協議会	
		足摺藪椿再生プロジェクト事業	土佐清水市観光協会	
		竜串ビジターセンター管理運営事業	土佐清水市	

別表

過疎地域持続的発展特別事業 一覧表

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業				
	移住・定住	移住促進支援事業 移住者向け住宅改修及び荷物処分等経費補助を行う	対象者		
	地域間交流の促進	姉妹都市交流事業 ジョン万次郎の縁で姉妹都市盟約している国内外3市との交流	姉妹都市友好協会		
	人材育成	人材育成事業 地域振興の取組を牽引する担い手育成のための研修会等の実施	土佐清水市		
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業	市産材使用住宅建築助成事業	市産材を用いた住宅を建築する際に市産材の購入に要する経費を補助する	対象者	
		漁業就業支援事業	過疎・高齢化による漁業就業者不足を解消するため、新規漁業就業者(長期技術研修生)を支援する	漁業就業支援センター	
		水産業振興支援事業	過疎高齢化による漁業後継者不足を解消するため、稚魚放流や有害動物の駆除事業を支援し、沿岸漁業の振興を図る	高知県漁業協同組合	
		水産多面的機能発揮対策支援事業	養場・サンゴ保全等を行い、沿岸漁業の振興を図り、集落の維持・活性化を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る	高知県環境生態系保全対策地域協議会	
		沿岸漁業設備投資支援事業	沿岸漁業者の漁業設備(低燃費エンジン等)投資に対する支援を行い地域漁業の振興を図る	漁業者	
		種子島周辺漁業対策事業	かつお、まぐろの船の操業の効率化に係る機器等の整備を支援し、沿岸漁業の振興を図る	高知県漁業協同組合	
	商工業・6次産業化	新地場産品販売施設支援事業	研修等の実施	土佐清水市	
		特産農畜産物販売拡大総合支援事業	特産農畜産物の広報・外商の強化を図る	土佐清水市	
		漁業振興支援事業	高知県漁協清水統括支所が行う漁獲物のPR活動や漁業振興に係る活動を支援する	高知県漁業協同組合	
		地産外商推進支援事業	地産外商を目的とする商談会等への参加、販売ツールの作成に要する経費を補助し、地域産業の発展に寄与する	土佐清水市	
		販路開拓・営業拡大支援事業	土佐清水市産の農林水産物、それらを素材とした加工食品などを売り出す販路開拓を支援し、地元加工業者等の活性化を図る	土佐清水市	
		Meji-Ca事業	地域電子通貨Meji-Caにより、経済の地域内循環を図る	土佐清水市	
	観光	観光インターンシップ推進事業	外国人受入環境整備に向けた活動を図り、地元観光業の活性化を促す	土佐清水市観光協会	
		観光客誘客促進事業	観光客の落ち込み、宿泊者数の著しい減少への対策として、個人・団体客誘客促進、モニターツアーの実施等により観光振興を図る	土佐清水市観光協会	
		竜串活性化PR事業	竜串観光振興に向けたPR活動を行い、竜串地域産業の活性化を図る	竜串観光振興会	

別表

過疎地域持続的発展特別事業 一覧表

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	観光	市民祭あしずり祭補助事業 本市の繁栄と産業の発展を願うとともに市民の「夏のお祭り」として50年以上実施しており、夏期の観光誘客に効果的な行事を支援することで観光振興を図る	あしずり祭実行委員会	多世代の交流を促進し、地域の共助の基盤を作るとともに、5万人の来場者による宿泊等の経済効果も大きく、交流人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		観光施設等維持管理事業 市内観光施設等の維持管理	土佐清水市	
	その他	都市公園等維持管理事業 都市公園等の維持管理	土佐清水市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	生活バス路線運行維持事業 幹線バス路線の運行維持支援により、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る	交通事業者	
		廃止路線代替バス運行維持事業 廃止バス路線の運行維持支援により、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る	交通事業者	
		中山間地域移動手段確保支援事業 デマンド交通等の運行支援により公共交通空白地域の解消を図り、地域住民の日常的な移動手段の確保を図る	交通事業者	
		運転免許証返納者バスタクシーチケット交付事業 65歳以上の運転免許証返納者に対し、バスタクシーチケットを交付することで、住民の日常的な移動のための支援を図る	地域公共交通協議会	
交通施設維持	土佐くろしお鉄道経営助成基金負担金 鉄道維持存続のための経営助成(基金積立)により、地域住民のために本地域唯一の鉄道維持を図る	土佐くろしお鉄道 中村・宿毛線運営協議会		
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	危険施設撤去	老朽住宅除却事業 老朽住宅除却に対する補助	対象者	
	防災・防犯	備蓄食糧整備事業 避難者用食糧の備蓄	土佐清水市	
		防災倉庫・拠点施設備蓄品整備事業 備蓄品の購入	土佐清水市	
		避難誘導標識等設置事業 避難誘導看板設置	土佐清水市	
		自主防災組織育成強化事業 資機材整備等に対する補助	自主防災組織	
		木造住宅耐震化事業 耐震診断の実施、耐震設計・改修に対する補助	対象者	
	ブロック塀等耐震対策事業 ブロック塀の地震対策への補助	対象者		
その他	市道維持管理業務委託 市道の草刈り・支障木伐採に係る業務を委託する	土佐清水市		

別表

過疎地域持続的発展特別事業 一覧表

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業					
		児童福祉	通所児童送迎車運転委託事業	統廃合された保育所に係る遠隔地児童送迎業務により、子育て支援を図る	土佐清水市	
			放課後子ども教室推進事業	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的として放課後子ども教室を実施する	土佐清水市	
			放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない清水小学校児童を対象に、清水小にこにクラブにて学童保育を実施する	土佐清水市	
		高齢者・障害者福祉	介護保険利用者負担助成事業	過疎・高齢化が進捗する本市で、要介護者が安心して暮らせる社会を実現するため、居宅介護サービス利用の低所得者への一部助成を行う	土佐清水市	
			中山間地域介護サービス確保対策事業	中山間に居住する要介護者等が安心してサービスを受給可能とするため、事業者へ補助を行う	土佐清水市	
			福祉タクシーチケット交付事業	障害者の通院等の支援のため、タクシー利用料金の一部を助成する	対象者	
		健康づくり	小児生活習慣病予防健診	小学5年・中学1年生に対して生活習慣病予防健診・保健指導を実施し、小児期からの健康的な生活習慣付け、生涯にわたる健康づくりを目指し、家庭ぐるみの健康意識の向上を目指す	土佐清水市	
			健(検)診健康ポイント	健(検)診を受診した市民を対象に健康ポイントを付与し、ポイントに応じて健康グッズ等を贈呈し受診率向上を目指す	土佐清水市	
			各種健(検)診・がん検診事業	市民の健康の保持・増進を目的に、各種健(検)診・がん検診を実施する	土佐清水市	
		その他	敬老祝い金	敬老祝金の支給を行うことにより、高齢者の長寿を祝福して市民の敬老意識の高揚を図り、高齢者福祉の増進に寄与する事を目的とする	土佐清水市	敬老思想を高揚するとともに、受給者の地域への愛着を深めることにより、共助や社会福祉の向上に繋がる事業であり、過疎地域の持続的発展に資するものである。
			妊婦乳児健康診査事業	母子保健法第16条の規定により、母子健康手帳を交付し、母子保健法第13条の規定により、医療機関において妊婦健診(14回まで)及び乳児健診(1歳未満2回まで)を実施する	土佐清水市	
			あつたかふれあいセンター事業	住み慣れた地域の中で、誰もが自由に交流できるサロン、放課後の子どもの居場所づくりに取り組み、地域で共に支え合う地域づくりを推進する	土佐清水市	
			赤ちゃん紙おむつ等購入支援事業	子育ての経済的負担を軽減するため、子育てに必要な紙おむつ等育児用品の購入費用の一部を助成することで、子育て支援を図る	対象者	
			福祉医療費助成事業	高校生までの医療費全額助成により、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る	対象者	

別表

過疎地域持続的発展特別事業 一覧表

事業計画(令和3年度～令和7年度)

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業				
	その他	定期予防接種事業	次代を担う子ども達を感染症から守り、健やかな育ちを支えるため、小児における14種対象疾患に対し予防接種を実施する	土佐清水市	
		インフルエンザ予防接種事業	インフルエンザ集団感染や症状の重篤化を防ぐために、妊婦及び生後6か月から小学2年生までの小児、65歳以上を基本対象として予防接種を実施する	土佐清水市	
		高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題となっており、高齢者に対し、接種機会を確保し疾病予防策を行う	土佐清水市	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業				
	幼児教育	幼稚園補助事業	市内唯一の幼児教育の拠点施設として大きな役割を果たしている幼稚園に対し、安定経営と幼児教育の充実のための支援を行う	私立幼稚園	
	義務教育	小中学校児童生徒送迎委託事業	統廃合された小中学校に係る遠隔地児童生徒送迎業務により、子育て支援を図る	土佐清水市	
9 集落整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業				
	集落整備	鳥獣被害対策事業	防護柵設置・捕獲檻の購入を補助する	認可地縁団体	
		有害鳥獣被害対策事業	有害鳥獣の捕獲報償金を市猟友会員に支給する	市猟友会員	
		緊急捕獲活動支援事業	国庫補助による有害鳥獣の捕獲報償金を市猟友会員に支給する	市猟友会員	
		シカ個体数調整事業	狩猟期間中のシカの捕獲報償金を狩猟者に支給する	狩猟者	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業				
地域文化振興	文化芸術鑑賞事業	文化芸術の振興と市民への文化芸術鑑賞の機会の提供を目的として、文化会館で行われる各種文化芸術事業への補助を行う	土佐清水市	地理的な制約に関わらず、市民が気軽に文化芸術に触れられる環境を作ることで、新たな文化の創造や、文化的交流、文化活動を支える人材の育成を促進するものであり、過疎地域のある社会への持続的な発展に資するものである。	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項					
		土佐清水ジオパーク推進協議会補助事業	地質遺産の保全と活用を両立する持続可能な地域づくりの推進を図る	土佐清水ジオパーク推進協議会	
		足摺藪椿再生プロジェクト事業	足摺藪椿を再生し、観光振興を図る	土佐清水市観光協会	
竜串ビジターセンター管理運営事業		竜串ビジターセンターの管理運営	土佐清水市		